

令和9年度 入園のしおり

(令和8年10月発行版)

★令和9年度 保育施設 申請締切日

入園希望月	締切日
4月	令和8年 11月 9日(月)
5月	令和9年 4月 9日(金)
6月	令和9年 5月10日(月)
7月	令和9年 6月10日(木)
8月	令和9年 7月 9日(金)
9月	令和9年 8月10日(火)
10月	令和9年 9月10日(金)
11月	令和9年 10月 8日(金)
12月	令和9年 11月10日(水)
1月	令和9年 12月10日(金)
2月	令和10年 1月 4日(火)
3月	

詳しくはp10をご覧ください。

令和8年10月1日(木)から市役所の窓口受付時間が9時00分から16時30分に短縮されます。窓口をご利用いただく場合はご注意ください。



・令和9年度教育・保育施設・地域型保育事業のご案内
(申請書類はこちら)



・利用調整の考え方



・保育施設等の空き状況
(令和9年4月の空きは11月1日公開予定です)

はじめに 1

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)に入園したい 6

保育園・認定こども園(保育園部分)・地域型保育事業に入園したい

入園までのこと 8

入園した後のこと 18

幼児教育・保育の無償化 25

保育料、保育時間のご案内

保育料 28

保育時間 32

各施設・事業のご案内

私立幼稚園一覧 36

公立保育園一覧 37

私立保育園一覧 38

認定こども園一覧 39

地域型保育事業一覧 40

認可外保育施設
・認可外保育施設一覧
・企業主導型保育事業一覧 41

保育関連事業
・一般型一時預かり事業
・病児・病後児保育事業
・ファミリー・サポート・センター
・緊急サポートセンター
・地域子育て支援センター 42

申請前に本冊子をよくお読みください。発行時期ごとに内容を更新していますので、最新版を参照いただくようお願いいたします。

ギモンから探す、逆引き目次

どんな種類の施設があるの？	1
「認定」とは？	2
認定証だけ発行してほしい場合は？	2
「認定事由」とは？	3
保育標準時間と保育短時間とは？	5
幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）に入園するための手続きは？	6
保育施設等に入園するまでの流れやスケジュールは？	8
保育施設等の入園申請に必要な書類と期限は？	10
保育施設等の入園申請をする際の注意点は？	11
申請したあとに住所や仕事が変わった場合は？	12
こどもにアレルギーや疾患がある場合は？	13
こどもの心身に障害がある場合、言葉の遅れ等がある場合は？	13
きょうだいで同時に申請する場合は？	14
内定を辞退したらどうなるの？	14
在園中に仕事が変わった場合は？	18
在園中に住所が変わった場合は？	19
上の子の在園中に、育児休業を取得する場合は？	20
現在通っている園から転園したい場合は？	21
在園中に、妊娠がわかった場合は？	23
退園する場合の手続きは？	23
幼児教育・保育の無償化って何？	25
保育料の納入方法は？	29
第二子、第三子の保育料は？	30
給食費について知りたい	31
時間外保育について知りたい	33
幼稚園の開所時間は？	36
認可保育施設以外に預けるなら？	41

1 はじめに【必ずお読みください】

① 利用等に際してのご案内

このしおりは、幼稚園・認定こども園・保育園・地域型保育事業の利用に関し必要となる手続き等について記載したものです。利用のお申し込みにあたっては、内容をよくご確認ください。手続きを行ってください。

② 施設・事業のご紹介

小学校就学前のこどもが通所できる施設には、幼稚園と保育園のほか、その双方の機能を併せ持つ認定こども園、地域型保育事業と呼ばれる少人数の保育事業が認可施設として整備されています。こどもの年齢や利用時間、保育の必要な事由の有無によって選択してください。

申請方法は幼児教育（幼稚園、認定こども園の幼稚園部分）と保育（保育園、認定こども園の保育園部分、地域型保育事業）とで分かれます。

施設ごとにそれぞれ特色のある教育・保育を行っておりますので、各施設によく確認のうえ申込みをお願いします。

幼稚園（対象年齢：満3歳～5歳クラス）

- ・小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
- ・利用時間は1日4～5時間の教育時間のほか、前後に預かり保育を実施する施設があります。長期休業日にも預かり保育を実施する施設が増えています。
- ・**保育の必要な事由によらず、どなたでも利用できます。**

認定こども園（対象年齢：8週～5歳クラス ※ 幼稚園部分は満3歳以上）

- ・幼稚園部分と保育園部分を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- ・施設の利用時間や利用方法について、**幼稚園部分については上記幼稚園（新制度移行済み）と、保育園部分については下記保育園と同様**です。
- ・入園後に保育の必要な事由がなくなった場合でも、幼稚園が利用できる年齢なら幼稚園部分に移行して利用を継続できることがあります。

保育園（対象年齢：8週～5歳クラス）

- ・保育の必要な事由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。
- ・利用時間は施設が定めます。保育料の範囲内で利用できる時間帯（8時間、11時間）のほか、時間外保育を実施する施設があります。
- ・**共働き世帯など、保育の必要な事由のある保護者**が利用できます。

地域型保育事業（対象年齢：8週～2歳クラス）

- ・保育園より少人数の単位（19人以下）で、こどもを預かる事業です。
- ・利用時間は施設が定めます。保育料の範囲内で利用できる時間帯（8時間、11時間）のほか、時間外保育を実施する施設があります。
- ・**共働き世帯など、保育の必要な事由のある保護者**が利用できます。
- ・2歳児クラス卒園後は、保育所、認定こども園保育園部分を継続する場合、改めて施設入所の手続きが必要ですが、利用調整指数の加算があり、優先的に入園できます（3歳児クラスの4月入園を希望する場合）。

③ 教育・保育給付認定について

市では、教育・保育を受けられるかどうかを、こどもの年齢や保育必要性の有無に応じて認定し、支給認定証を交付しています（以下「教育・保育給付認定」といいます）。

支給認定証は、施設を退園・卒園するときに返却又は破棄してください。

【表1】教育・保育給付認定の区分

年齢	保育 必要性	区分		希望する教育・保育の形態
3歳 以上	なし	1号認定（教育標準時間認定）		教育を希望する場合
	あり	2号認定 （保育認定）	どちらか 保育標準時間（注ア）	「保育の必要な事由」に 該当し、保育を希望する場合
			保育短時間（注ア）	
3歳 未満	あり	3号認定 （保育認定）	どちらか 保育標準時間（注ア）	「保育の必要な事由」に 該当し、保育を希望する場合
			保育短時間（注ア）	

（注ア）保育標準時間は最長11時間、保育短時間は最長8時間の保育必要量になります（p5）。

④ 教育・保育給付認定の申請方法（支給認定証の交付のみ受けたい場合）

幼児教育・保育の無償化に関する認定は p25 をご覧ください。

各施設の利用を希望する場合は別途申請が必要です。幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の申請は p6、保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業の申請は p8 をご覧ください。

主に企業主導型保育事業等の利用の際に必要となることがあります。

教育・保育給付認定2号又は3号認定の申請

必要書類：①教育・保育給付認定申請書兼現況届

①-1 教育・保育給付及び施設の利用申請に関する確認

①-2 個人番号届出書

+

保育の必要な事由に対応する必要書類(p3～4)

（父母それぞれの分が必要です）

**必要書類の様式は所沢市ホームページ又は
保育幼稚園課にて配布しています。**

提出先：所沢市役所保育幼稚園課

結果通知：郵送で支給認定証を発送します。



教育・保育給付認定が決定した場合、支給認定証を発行します。認定証の発行までにかかる期間はおよそ1か月です（4月入園のみ2か月程度お時間をいただきます）。

原則として、認定開始日の遡りはできません。施設の利用開始前にお手続きください。

認定対象の児童が3歳未満の場合、認定区分は3号認定となり、認定期間は最長で3歳の誕生日の前々日までとなります。最長で就学前までの認定期間となる2号認定へ切り替える場合は、3歳の誕生日前日までに、再度上記の必要書類を提出する必要があります。

⑤ 保育の必要な事由(認定事由)

保育必要性のある教育・保育給付認定（２・３号認定）を受ける場合、「保育の必要な事由」（以下「認定事由」といいます）に該当することが必要です。**父母それぞれいずれか一つ（合算不可）**の認定事由を選択し、必要条件を確認の上、該当する必要書類をご用意ください。

必要書類については、**p10の受付開始日以降（４月入園申請時のみ９月１日以降）**に作成・発行されたものをご提出ください。教育・保育給付認定のみを希望の場合は、発行から３か月以内のものであれば構いません。在園中は認定されている事由の必要条件を毎月満たす必要があります。

【表２】認定事由の種類・条件と必要書類

認定事由ごとの利用調整指数については「⑧利用調整指数表」をご覧ください。

認定事由 (いずれか一つ選択)	必要条件	必要書類 (様式はホームページ又は保育幼稚園課で配布)	
就労 ※詳細は就労証明書裏面をご確認ください。	１日実働４時間以上、月１６日以上かつ実働６４時間以上の勤務をしていること	会社勤務の方	・就労証明書（会社記入）
		法人代表の方	・就労証明書（本人又は担当者記入） ・商業登記簿謄本（履歴（現在）事項全部証明書）の写し
		個人事業主又は委託・請負による仕事の方	・就労証明書（本人記入） ・確定申告書（第一表＋収支内訳書又は決算書）の写し ※ 事業を開始したばかりで確定申告書がない場合は、「営業許可書」「開業届（税務署へ提出したもの）」「委託契約書」のいずれかの写しを代わりに提出 ・勤務内容のわかるスケジュール表（ひと月あたりの就労日数及び一日当たりの就労時間・休憩時間のわかるもの）
		ダブルワークの方	・それぞれの就労証明書（記入は雇用形態に準ずる） ・勤務内容のわかるスケジュール表（同一期間のひと月あたりの就労日数及び一日当たりの就労時間・休憩時間のわかるもの）
		内定中や起業準備中等、勤務内容は決まっているが「就労証明書」を提出できない場合	・⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書 ※ 認定後１か月以内に「就労証明書」を提出すること（認定期間はP4【表３】によらず１か月間）
妊娠・出産 ※期間の延長・他の事由に変更不可。認定終了後、退園となります。	出産（予定）日の属する月の前１か月から出産後２か月の間であること	・母子手帳の出産予定日記載ページの写し＋母の名前記載ページの写し	

保護者の 疾病・障害	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの取得、又は診断書で保育が必要であることが確認できること	いずれかの障害者手帳の写し又は 保育幼稚園課指定の⑥診断書 内容から保育が必要であることが明らかであれば指定外の診断書でも可
同居親族等の 介護・看護	介護・看護に週 16 時間以上 (月 16 日以上かつ 64 時間以上) 従事していること	介護・看護対象の診断書 又は 障害・精神福祉・療育手帳・介護保険証の写し + 介護・看護のスケジュール表
災害	地震、風水害、火災等の災害を被り、復旧にあたっていること	罹災証明書 又は 罹災届出証明書
求職活動	求職活動を行っていること	⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書 ※ 認定後 3 か月以内に就労し「就労証明書」を提出すること
就学 ※主に学校教育法第 1 条、124 条、134 条第 1 項に規定する教育施設（準ずる施設を含む）が対象です。	学校、専修学校、各種学校又は職業訓練校等で週 16 時間以上就学すること (月 16 日以上かつ 64 時間以上)	・在学証明書 又は 合格通知 ・時間割等のスケジュール表 ※ スケジュール表の提出がない場合、就学予定として 1 か月の認定（認定期間内に提出すること） ハローワークでの職業訓練の場合 ハローワークの発行する いずれかの書類 ・職業訓練受講指示書 ・職業訓練受講推薦通知書 ・就職支援計画書 + 時間割等のスケジュール表
虐待・DV	虐待やDVを受けている（おそれがある）こと	公的機関等からの書類いずれか ・配偶者暴力相談支援センター等からの「配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する証明書」 ・裁判所からの「保護命令」 ・所沢市児童相談所又は所沢市こども家庭センターからの「依頼通知又は文書」
育児休業時の利用継続 ※在園児のみ選択可	産前休業以前から就労の認定事由で在園している施設等を下の子の育児休業中も継続して利用を希望する場合	育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書（在園施設で配布） ※ 詳しくはp20をご覧ください。
その他	上記に類する状態にあり、市長が認めた場合	

【表3】認定事由ごとの認定期間（注イ）

就労	就学前までの保育が必要な期間	求職活動	求職開始日の3か月後の月末まで
妊娠・出産	産後2か月後の月末まで	就学	卒業見込の月末まで
保護者の 疾病・障害	治療見込期間の月末まで	虐待・DV	証明書等の証明日から1年
同居親族等の 介護・看護	就学前までの保育が必要な期間	育児休業	下の子の育児休業又は就学前までの育児休業がある期間の月末まで（詳細はp20）
災害	全壊・大規模半壊罹災年月日から1年	その他	状況に応じて

（注イ）3号認定の場合、上記期間が「3歳になる誕生日の前々日」のいずれか早い日まで

父母どちらかの必要書類を用意できない場合

原則として父母それぞれの書類を揃えていただく必要があります。ただし、次に該当する場合は不足分に代わる書類の提出をもって申請できる場合があります。

・離婚、又は未婚の場合・・・戸籍謄本の写し

・DVその他の事情による場合・・・「⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書」で指定する書類

※所沢市外に住民票がある場合は保育幼稚園課にお問合せください。

※パートナーと同居している場合はパートナーの認定事由ごとの必要書類の提出が必要です。

⑥ 保育の必要量

教育・保育給付認定のうち2・3号の認定を受けると、提出書類の内容に応じて、保育の必要量が「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに区分されます。

保育標準時間（最長 11 時間） 主にフルタイムでの従事を想定した利用時間

保育短時間（最長 8時間） 主にパートタイムでの従事を想定した利用時間

◆認定事由ごとの保育の必要量は、下記の表のとおりです。

◆保育の必要量に特に希望がない場合、下表に基づき、保育標準時間の条件を満たしていれば保育標準時間、満たしていなければ保育短時間で認定します。

◆保育標準時間の条件を満たす場合も、ご希望により保育短時間に変更することは可能です。

◆実際に保育できる時間については、原則として認定事由に基づく理由のある時間（「就労」であれば通勤+就労+帰宅にかかる時間、「就学」であれば通学+授業+帰宅にかかる時間）となります。具体的な時間や取扱いについては、預ける保育施設が決定します。

◆入園申請するこどもの心身に障害や言葉の遅れ等があり、混合保育として入所する場合（p13）については、当初は保育短時間で認定します。

【表4】認定事由ごとの保育の必要量

認定事由	保育の必要量と条件
就労	月の実働時間が 120 時間以上で標準時間を選択可能（注ウ）
妊娠・出産	無条件で標準時間を選択可能
保護者の疾病・障害	無条件で標準時間を選択可能
同居親族等の介護・看護	月の従事時間が 120 時間以上で標準時間を選択可能（注工）
災害	無条件で標準時間を選択可能
求職活動	短時間認定のみ（注オ）
就学	月の授業時間が 120 時間以上で標準時間を選択可能（注工）
虐待・DV	無条件で標準時間を選択可能
育児休業	短時間認定のみ
その他	無条件で標準時間を選択可能

（注ウ）例外として、月の実働時間が 120 時間以上でない場合も、月の実働時間が 100 時間以上あり、かつ月の休憩時間を含んだ労働時間と往復通勤時間の合計が 120 時間以上となる場合は保育標準時間を選択することができます。

（注工）同居親族等の介護・看護、就学の場合の保育の必要量は、就労における保育の必要量算定基準に準じて認定します。就学でスケジュール表の提出がない場合は、短時間認定となります。

（注オ）勤務内容は決まっているが、「就労証明書」が提出できず、「⑥勤務内容・求職活動に係る誓約書」に勤務内容を記載した場合は、就労の認定事由と同様に保育の必要量を認定します。

2 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)に入園したい

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)(以下「幼稚園等」といいます)への入園を希望する場合、希望園への申込み(園へ直接)が必要です。

幼稚園等と同時に保育園・認定こども園(保育園部分)・地域型保育事業を申請する場合は、幼稚園等の入園申込みとは別に、市役所へ申請をしてください(p8)。

幼稚園には、新制度に移行している園と、移行していない園があります。**新制度移行済の幼稚園は p36 でご確認ください。幼児教育・保育の無償化については p25 をご覧ください。**

【表5】新制度移行済の園と移行していない園の違いについて

	新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行済の幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
対象年齢	満3歳以上	
認定区分	施設等利用給付認定 1号認定	教育・保育給付認定 1号認定
提出書類	希望園ごとの書類で申込み(願書) ＋施設等利用給付認定申請書兼現況届 ＋税額等の証明書(注カ)	希望園ごとの書類で申込み(願書) ＋①教育・保育給付認定申請書兼現況届 ＋税額等の証明書(注カ)
申込期限	希望園ごとの期限までに申込み	
提出先	希望園に直接	

(注カ) 令和8年1月1日時点又は、令和9年1月1日時点で市外の住所地の場合等、
詳細は③税額等の証明書参照

◆幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)への申込スケジュール例(4月入園)

※ 4月入園以外の申込スケジュールについては施設に直接お問い合わせください。

【ステップ1】入園申込み

- ・9月～10月頃、希望園に申込期限等を確認します。
- ・11月上旬頃、希望園に確認した提出書類(願書)を提出します。

【ステップ2】入園内定

- ・11月中旬頃、希望園から内定の連絡があります。別途面接がある場合もあります。

【ステップ3】園を通じて1号認定の申請

- ・11月～12月上旬頃、園へ提出書類を提出します。

【ステップ4】認定証の交付

- ・3月下旬頃、認定証が郵送で届きます。

【ステップ5】入園

- ・利用契約を締結します(園と利用者が直接契約します)。

まずは希望の園に
お問い合わせみよう！



幼稚園等の預かり保育について

幼稚園等では教育時間前後の預かり保育を実施しており、保護者の就労や兄弟姉妹の学校行事などの理由で預けることができます。各園の実施状況はp36をご参照ください。

私立幼稚園の利用を検討してみませんか？

幼稚園は幼児教育を行う教育施設で、それぞれの施設が教育目標を掲げ、特色ある教育を行っています。

「幼稚園では預かってもらえる時間が短いから、保育園しか選べない」とお考えの方は、一度近隣の幼稚園に問い合わせ、説明を聞いてみてください。最近は教育時間の前後に預かり保育の時間を設定して、保育所と同等の預かり時間を確保している幼稚園が多く見られます。ご家庭の働き方、状況に合った利用時間や、こどもにとって良い教育を受ける機会が、幼稚園にあるかもしれません。私立幼稚園の利用を検討してみてはいかがでしょうか？（各園の預かり保育の実施状況はp36や保育施設等の情報冊子をご覧ください。）

※ 4月入園は11月上旬頃、その他の時期の入園は随時受付
幼稚園の入園手続きはp6をご覧ください。



● 私立幼稚園の利用料等の保護者負担は？

幼児教育・保育の無償化制度により、幼稚園等に在園する満3歳から5歳児クラス（小学校就学前）までのこどもの利用料の、全部又は一部が無償となります。詳細はp25～27をご覧ください。

● 保育施設と幼稚園は何が違う？

	保育施設	幼稚園
利用できる 保 護 者	就労（月64時間以上、月16日以上勤務）等、p3～4の条件を満たす家庭で保育のできない保護者	どなたでも利用できます。
対 象 年 齢	0歳から小学校就学前 （地域型保育事業等一部施設は、0～2歳児クラス）	満3歳～小学校就学前 （施設によっては受け入れ年齢が異なる場合があります）
利 用 時 間	夕方までの保育のほか、施設により時間外保育を実施	昼過ぎまでの教育時間のほか、園により <u>教育時間前後や園の長期休業日等（夏休み等）の預かり保育を実施</u>
保護者負担	3～5歳児クラスの全世帯及び0～2歳児クラスの非課税世帯は無償 ※ 0～2歳児クラスの課税世帯は、所得に応じて保育料がかかります。詳しくは、p28をご覧ください。 ※ 時間外保育料、各種実費等は無償化対象外です。	【新制度移行済幼稚園】 標準的な利用料（教育時間）が無償 【新制度未移行幼稚園】 標準的な利用料（教育時間）のうち、月額28,000円まで無償 ※ 預かり保育の無償化対象については、p25～27をご覧ください。 ※ 各種実費、その他教育に係る費用等は無償化対象外ですので、費用の詳細は各園にお問い合わせください。
	※実費のうち副食費については、年収360万円未満相当世帯のこどもと全所得世帯の第三子以降（幼稚園は小学校3年生、保育所は小学校就学前までの範囲でカウント）に該当する子どもの場合は、免除又は助成されます。	

※市内私立幼稚園の新制度への移行状況は、p36をご参照ください。

3 保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業に入園したい

◆入園申込みの流れ

- ・入園は毎月1日付けです。月途中での入園はできません。
- ・申請は、申請者からの取り下げがない限り、原則として年度内（3月まで）は有効です。

【ステップ1】入園のしおり(本冊子)の確認

- ・ご不明点がありましたら、お電話又は所沢市役所 2 階保育幼稚園課の窓口でお問い合わせください。

【ステップ2】②保育施設を選ぶ 認可保育所等 p37～、施設紹介冊子参照

- ・施設の事前見学をおすすめいたします。見学は園に直接お申し込みください。
- ・こどもに食物アレルギーや疾患、健康・発達面で注意等がある場合、安全を確保するために、希望するすべての施設に対応可否の事前確認をお願いします。（p13）

【ステップ3】必要書類の準備 p10 参照

- ・保育の必要な事由によって、提出書類が異なります。
- ・ご自身で記入するものと、就労先など第三者に記入してもらうものがあります。ご自身の必要書類を確認し、早めに準備しましょう。（提出書類には証明日に有効期限のある書類もございますので、必ず p10 をご確認ください。）

【ステップ4】申込み

10 毎
日 月
頃

- ・入園希望月の締切日（p10）までに申請書類を保育幼稚園課へ提出します。
- ・締切時点で、提出書類に不備・不足がある場合は申請を受理できません。
- ・申請書類のコピーが必要な場合は、提出前に必要部分のコピーを取っておくようにしてください。

【ステップ5】利用調整（審査）

12 毎
日 月
頃

- ・締切後、提出された書類をもとに利用調整（審査）が行われます。
- ・結果については結果発送後であれば直接お問い合わせいただけます。

【ステップ6】認定証の交付、利用調整結果の通知

15 毎
日 月
頃

- ・支給認定証と利用調整結果の通知が郵便で届きます。

内 定

- ・施設利用内定通知書が郵便で届きます。

内定施設で面接

25 毎
日 月
頃

- ・内定した場合、各施設に直接連絡し、面接（対象児童同伴）を行います。

入園（翌月1日から登園開始）

- ・利用契約を締結します。
- 保育園の場合は入園承諾の通知を発送します。

○利用調整結果の通知が必要な方へ

利用調整結果の通知は、初回の結果通知以外では申請内容の変更（希望園や勤務先等の変更）があった場合、内定した場合にお送りします。それ以外で結果通知（保留通知）を希望される場合は、「施設利用保留通知書交付申請書」をご提出ください。

保 留

- ・初回及び申請内容を変更した入所月分は保留通知が郵便で届きます。

申請を継続する

- ・利用申請の結果、保留となっても、翌月以降、同一年度内は継続して利用調整を行いますので、毎月申請する必要はありません。
- ・翌年度4月以降の入園を希望する方は、別途申請をしていただく必要があります。
- ・申請内容の変更がある場合は、各月の締切日までに必要書類を提出してください。（p10）

申請を取り下げる

- ・申請を取り下げる場合は、手続きが必要です。（p14）

○入園までのこと

① 保育施設の決定や利用について

保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業（以下「保育園等」といいます）への入園を希望する場合、申請書類（p10）を所沢市役所保育幼稚園課に提出し、利用調整（審査）の結果、入園内定となる必要があります。

Q 入園する児童はどうやって決まるのですか？（利用調整について）

ご提出いただいた申請書類等に基づき、どれくらい保育を必要としているかを利用調整指数（以下「指数」といいます）という数値にします。

希望している施設の空きに対し、空き数以上の希望児童がいた場合、指数の高い方から順番にご案内します。指数が同点の場合は、基本指数を比較する等の方法で順位付けを行います。内定後は内定児童・保護者が内定施設と面接を行い、最終的に入園できるかが決まります。具体的な取り扱いは市ホームページに掲載されている利用調整の考え方をご確認ください。

Q 保育園等を利用できる人はどんな人ですか？

保育の必要性がある教育・保育給付認定（2・3号認定）を受けた人が利用できます。

教育・保育給付認定については、保育園等の申請と同時に申請したこととなります。

保育の必要な事由についてはp3～4をご確認ください。

Q 保育園等はいつまで利用できますか？

原則教育・保育給付認定の認定期間終了日まで利用できます（2歳クラスまでの施設もあり）。

希望施設の選び方ガイド

- ・p37以降の一覧を見ながら、行きたい園を選びます。
- ・施設訪問や電話等で、希望施設の開所時間（時間外保育含む）、保育可能月齢、子どもに合った対応の可否（投薬・アレルギーの対応含む）、保育料以外の費用等、重要事項を必ず希望施設にご確認ください。（訪問する時間がない場合も、電話での確認をお願いします。）
- ・お車での送迎を希望する場合、車送迎の可否や駐車場の状況等を事前にご確認ください。

【ポイント】

希望施設は、通園できる範囲で、できるだけ多くの施設を希望してください。

2歳児クラス以下であれば、地域型保育事業も希望できます。多くの施設を希望すれば、少数の施設のみを希望の場合に比べ、入園できる可能性が高まります。

あらかじめよくご検討の上、希望施設を選んでください。

【注意】

内定を辞退又は取消となった場合は、次回以降の利用調整時に、原則として指数上のマイナスが付き、不利になります（p14）。

思っていた広さでない、雰囲気合わない、食事に対応できない等の事情による辞退でも同様のため、事前によく確認した上で希望施設を選びましょう。

【表6】令和9年度クラス年齢早見表

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	R8.4.2 ～ （注キ）	3歳児	R5.4.2 ～ R6.4.1
1歳児	R7.4.2 ～ R8.4.1	4歳児	R4.4.2 ～ R5.4.1
2歳児	R6.4.2 ～ R7.4.1	5歳児	R3.4.2 ～ R4.4.1

（注キ）0歳児の保育実施月齢は施設によって異なります。



② 申請に必要な書類と締切日

【表7】申請書類について（様式は所沢市ホームページ又は保育幼稚園課にて配布）

認定事由ごとの必要書類は、入園希望月の1日（復職予定の場合は復職する日）時点で確約できる内容の書類をご提出ください（注ク）。

必須書類	☐ ①教育・保育給付認定申請書兼現況届 必須
	☐ ①-1教育・保育給付及び施設の利用申請に関する確認 必須
	☐ ①-2個人番号届出書 必須
	☐ 父の認定事由ごとの必要書類（p3～4） 選択必須
	☐ 母の認定事由ごとの必要書類（p3～4） 選択必須
	☐ ⑧利用調整指数表 必須
該当する場合に必要	☐ 税額等の証明書 （令和8年1月1日時点、又は令和9年1月1日時点で市外の住所地の場合等、詳細は③税額等の証明書参照）
場合により 加点になる （減点が外れる） 書類	☐ ④「一時保育・認可外・事業所内・企業主導型」保育施設利用証明書 （一時保育等で1か月以上かつひと月あたり12日以上の利用実績がある場合）
	☐ ⑩保育士加算に関する確約書 + 保育士証
	☐ 雇用保険受給資格者証 （生計を維持する者が自己都合によらない失業により3か月以内に離職し、離職理由コードに11、12、21、22、31、32のいずれかが記載されている場合）
	☐ 65歳未満の同居祖父母が保育に当たることができない書類（就労証明書や診断書等）
	☐ 所沢市への転入予定（転入予定地・予定日・氏名）がわかる書類（賃貸借契約書等） （申請時点で市外の住所地の場合）
減点になる 書類	☐ ②育児休業延長の許容に関する申出書 （利用調整の結果が保留になった場合に育児休業の延長を許容できる場合）

（注ク）必要書類については、受付開始日以降に作成・発行されたものをご提出ください。

※4月入園申請時のみ9月1日以降

【表8】令和9年度申込期間・場所 各締切日の受付はいずれも16:30まで

入園希望月	受付開始日	締切日	受付場所（注ケ）
4月	令和 8年11月1日(日)	令和 8年11月9日(月) 変更締切 令和8年12月10日(木)	（注コ）
5月	令和 9年 2月1日(月)	令和 9年 4月 9日(金)	窓口・郵送・マ
6月	令和 9年 3月1日(月)	令和 9年 5月10日(月)	窓口・郵送・マ
7月	令和 9年 4月1日(木)	令和 9年 6月10日(木)	窓口・郵送・マ
8月	令和 9年 5月1日(土)	令和 9年 7月 9日(金)	窓口・郵送・マ
9月	令和 9年 6月1日(火)	令和 9年 8月10日(火)	窓口・郵送・マ
10月	令和 9年 7月1日(木)	令和 9年 9月10日(金)	窓口・郵送・マ
11月	令和 9年 8月1日(日)	令和 9年10月 8日(金)	窓口・郵送・マ
12月	令和 9年 9月1日(水)	令和 9年11月10日(水)	窓口・郵送・マ
1月	令和 9年10月1日(金)	令和 9年12月10日(金)	窓口・郵送・マ
2月	令和 9年10月1日(金)	令和10年 1月 4日(火)	窓口・郵送・マ
3月	令和 9年10月1日(金)	令和10年 1月 4日(火)	窓口・郵送・マ

（注ケ）受付場所の「窓口」は所沢市役所2F保育幼稚園課窓口（平日9:00～16:30）、「郵送」は書留での郵送（締切日必着）、「マ」はマイナポータルでの電子申請を表しています。

（注コ）4月入園は他の月と受付期間、受付場所が異なります。必ず「令和9年4月入園を希望される方へ」をご確認ください。

申請の際の注意点

- ◆申請は市役所窓口での受付のほか、郵送やマイナポータル（新規申請のみ）でも受け付けています。郵送の場合は書留又はレターパック等の追跡可能な郵送方法で、**締切日必着**で郵送してください。書類が到達しなかった場合、市は責任を負いかねますのでご了承ください。マイナポータル申請での必要機材（パソコンやカードリーダー等）や方法については、所沢市ホームページ又はマイナポータルをご覧ください。
- ◆申請書類に不備があった場合、利用調整（審査）の対象外となることがあります。不足書類等も必ず締切までに提出してください。
- ◆申請書類は提出後、市が収受した後は返却することができません（不備書類の返却を除く）。
- ◆申請書類に虚偽の記載がある、又は入園（転園）月の初日（復職した日）の状況が申請書類の内容と異なることがわかった場合は、利用調整（審査）結果が取消（既に入園（転園）していた場合は事実の判明した時点で退園）となる場合があります。
- ◆令和 8 年度と令和 9 年度の申請を並行して行う場合、令和 8 年度に入園（転園）が決まると、令和 9 年度の申請は自動的に無効となります。入園（転園）した施設から令和 9 年度に更に転園を希望される場合は、改めて申請をしていただく必要があります。
 - 例）令和 9 年 2 月申請と令和 9 年 4 月申請をしている場合、2 月に入園（転園）できた場合、4 月の申請は自動的に無効となります。
 - ※ 令和 9 年 4 月入園の申請後、令和 8 年 12 月までに入園（転園）した場合は、令和 9 年 4 月入園の変更締切日（「令和 9 年 4 月入園を希望される方へ」参照）までに、改めて申請することで令和 9 年 4 月の転園申請が可能です。令和 9 年 1 月以降に入園（転園）した場合は、令和 9 年 4 月の転園申請を改めて申請することはできません。その場合、最短で 5 月の転園から申請可能となります。
 - ※ 入園（転園）した施設の保育実施年齢により、令和 8 年度末で卒園・卒室となる場合は、令和 9 年度の申請も引き続き有効となります。
- ◆次の場合は、通告なく入園申請を取り消し又は無効とします。取り消し又は無効となった後に入園を希望する場合は、再度申請が必要になります。
 - ① 所沢市民として所沢市内の保育施設等の入園申請中に、所沢市外へ転出した場合（申請の継続を希望する場合は、転出先の市区町村を経由して、再度申請手続きが必要です）
 - ② 明らかに保育を必要とする認定事由に該当しないことが確認できた場合
 - ③ 正当な理由なく内定辞退を繰り返す場合や、申請内容に虚偽が発覚した場合

利用調整の申請の取扱い、希望施設の年齢を満たしていない場合の扱い

- ◆利用調整（審査）は新規申請と転園申請（p21）を含めて同時に行います。
- ◆申請書に希望施設として記載の施設が利用調整（審査）の対象です。記載がない施設は、受け入れ可能な空きがあっても、利用調整（審査）の対象とはなりません。
- ◆保護者のいずれかが産後休業・育児休業中に就労を事由として申請する場合は、復職予定として扱います。
- ◆利用希望月の初日時点で受入れ年齢（月齢）を満たしていない施設を希望した場合、その希望施設の申請は除外して利用調整（審査）を行います。翌月以降に年齢（月齢）を満たすことになり再度希望する場合は、各月の申請締切までに希望施設の変更手続きが必要です。

内定後の面接、入園後のならし保育

- ◆内定後には内定施設で面接を行いますが、その際に事前確認事項（開所時間・保育内容（投薬・アレルギー対応）・保育料以外の費用）等、施設の重要事項を改めて確認してください。事前に確認していないことにより、施設で受入ができず内定辞退となった場合も辞退後の利用調整で減算になる（p14）ため、必ず事前の確認をお願いします。
- ◆入園後おおよそ 1～2 週間程度、こどもが施設に慣れるまでの間は通常より短い時間での「受入保育（ならし保育）」を行います。「受入保育（ならし保育）」の期間は、年齢や慣れやすさによって個人差があります。詳細は、希望する施設にご確認ください。

③ こんな場合はどうする？

書類提出時から希望する施設、勤務先や住所等、状況に変更があった場合

- ◆変更内容に応じた書類を**締切日（p10）までに**保育幼稚園課までご提出ください。
 - ・希望施設の変更をする場合 ⇒「⑨保育園等入園申請変更届出書」
 - ・住所の変更があった場合 ⇒「⑨保育園等入園申請変更届出書」
 - ・就労証明書の内容に変更があった場合⇒「⑨保育園等入園申請変更届出書」＋「就労証明書」
 - ・妊娠がわかった場合 ⇒「⑨保育園等入園申請変更届出書」＋ 出産予定日と母の名前がわかる母子手帳の写し
 - ・マイナンバーが判明した場合⇒「⑨保育園等入園申請変更届出書」＋「①ー2 個人番号届出書」
 - ・その他追加書類を提出する場合 ⇒「⑨保育園等入園申請変更届出書」＋ 追加書類
- ◆利用調整は入園月の1日時点の状況で行います。そのため、実際の状況と入園月1日時点の状況が異なる場合、利用調整結果が取消となることがありますので、申請内容に変更があった場合はできる限り速やかに保育幼稚園課に申告してください。特に**申請後、入園までに勤務先を退職する・変更する場合は、新たな勤務先の勤務条件が申請時の状態と同等以上**であるかよくご確認ください。
- ◆育児休業からの復職予定で内定した場合、育児休業を取得していた勤務先に審査時の条件で復職できない場合は内定（入園）取消となります。

申請時には市外に住んでおり、市内の保育園等の入園を希望する場合

- ◆申請ができる条件は次のいずれかに該当する case です。
 - ・入園月の前月末までに所沢市に転入する予定があること
 - ・入園希望月の1日時点で勤務先（1日実働4時間以上、月16日以上かつ月64時間以上の労働条件を満たすもの）が所沢市にあること
 - ・所沢市への里帰り出産（「妊娠・出産」の事由）であること
- ◆利用調整においては所沢市民が優先されるため、原則減算がつきます。ただし、里帰り出産の場合や、所沢市への転入予定が確認できる書類の提出がある場合は、減算がつきません。転入予定が確認できる書類とは、「転入予定地」「転入予定日（引渡日や入居日）」「氏名」が確認できる書類のことです。
例）賃貸借契約書、建築請負契約書、同居予定先の世帯主の誓約書等
- ◆転入予定で申請する場合は、必要書類（p10 参照）を締切日までに所沢市保育幼稚園課へ直接ご提出ください。
- ◆所沢市への転入予定で申請をした場合、入園月の前月末までに所沢市で住民登録がなければ、入園取消となります。**そのため入園月の前月末までに転入の手続きを行ってください。**
- ◆転入後は速やかに保育幼稚園課窓口で転入後の手続きを行ってください。
- ◆転入予定がない場合はお住まいの自治体の窓口で申請します。必要書類（p10 参照。お住まいの自治体の様式でも提出可能ですが、「①-1 教育・保育給付及び施設の利用申請に関する確認」は必須です）を用意し、所沢市の締切日の1週間前（※）を目安にお住まいの自治体へご提出ください。
※ 提出締切日は自治体によって異なりますので、事前にお住まいの自治体にご確認ください。
お住まいの自治体によっては、p10 記載の書類以外に別途書類が必要な場合があります。
- ◆お住まいの自治体の認定事由だけでなく、所沢市の認定事由（p3～4）も満たす必要があります。
- ◆利用調整結果は、原則として所沢市から保護者へ通知します。
※転入予定がない場合はお住まいの自治体を通して通知されます。

申請時には市内に住んでおり、市外の保育園等を申込み場合

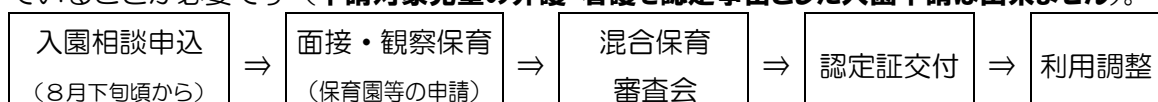
- ◆転出予定の場合、転出先自治体窓口へ直接申し込んでください。所沢市を通して申請するよう指示があった場合はご相談ください。なお、市内の保育園等に在園中である場合は転出日までに退園手続きを行ってください。
- ◆転出予定がない場合、所沢市から申請書類を郵送する都合上、入園を希望する保育園等のある自治体の締切日の1週間前までに、**所沢市役所保育幼稚園課に必要書類をご提出ください。**
- ◆**申請の可否や必要書類、締切日について、あらかじめ申請先の自治体にご確認ください。**
- ◆所沢市の保育園等と市外の保育園等を並行して申請する場合、申請書類はそれぞれ作成しご提出ください。申請内容を変更する場合も、それぞれ変更書類を作成しご提出ください。所沢市の保育園等の変更申請用に書類（就労証明書等）の提出があっても、原則として、市外の保育園等の変更申請手続きがない限り、申請先自治体に送付はしません。
- ◆申請した自治体から所沢市に通知があり次第、所沢市から結果を通知いたします。

こどもに食物アレルギーや疾患等がある場合

- ◆こどもに食物アレルギーや疾患等がある場合、安全を確保するため必ず事前に、希望するすべての施設の施設長に現在の除去内容や症状、施設に求める配慮事項等を詳しく伝え、対応が可能かどうかご相談の上、希望する施設をご記入ください（宗教上食べられないものがある場合も同様です）。
施設で対応ができず、安全な保育が確保できないと判断される場合は、内定が出て入園できません。内定後に入園できない場合は、内定辞退又は内定取消（p14）となり、その後の利用調整で不利になりますので、必ず事前確認をお願いします。
- ◆申請後、こどもの成長過程の中で食物アレルギー等が確認された場合や病気、発育状況で気になること等がある場合も同様に、速やかに保育幼稚園課及び希望施設にご相談ください。
- ◆こどもに食物アレルギーや疾患等がある場合は、内定面接後、診断書又は生活管理指導表を内定施設に提出してください（内定面接時に様式をお渡しします）。

心身に障害や言葉の遅れ等がある場合

- ◆毎年8月下旬頃から心身に障害等のあるこどもの翌年4月入園について、保育幼稚園課の担当職員による入園相談を行っています。加配保育の必要があるか、保育園で安全に保育できるか判断するために必要ですので、心身に障害や言葉の遅れ等がある場合は必ずご相談ください。
- ◆障害等の程度により、保育士による加配をつけて保育するため施設との調整を要することから4月入園のみの受付となります（混合保育）。面接・観察保育を実施し、こどもの状況を把握し集団保育の可否について審査を行います。
- ◆審査会で可と判定された場合、混合保育として加算した上で利用調整（審査）を行います。その場合においても、希望施設に欠員がない等の理由で入園できない場合があります。
- ◆混合保育で入園する場合も、両親ともに仕事をしているなど、認定事由（p3～4）に該当していることが必要です（**申請対象児童の介護・看護を認定事由とした入園申請は出来ません**）。



※ 医療的ケアのあるこどもの翌年4月入園については、8月上旬頃から入園の相談を行います。詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。

申請を取り下げたい、内定を辞退したい又は内定が取消となった場合

- ◆「⑪保育園等入園申請取下書（兼内定辞退届）」にその旨を記載してご提出ください。

右記の二次元コードから電子申請でも手続きが可能です。



- ◆内定を辞退した又は取消となった場合、辞退・取消対象となった入園月と同年度内（3月入園まで）の利用調整（審査）で減算がつきます。

なお、辞退・取消を繰り返すと**減算が累積**されます。

申請取り下げはこちら▲

※4月入園では、前年度12月～3月入園で辞退・取消があった場合に減算がつきます。

入園できなかった場合

- ◆利用調整（審査）は、利用調整指数の高い方から順に行います。各施設・事業には受入可能な定員の枠がありますので、結果として希望施設に入園ができない場合があります。

- ◆一時預かり事業（p42）を利用する場合は、直接施設に申請してください。

- ◆満3歳以上の子どもの場合、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）でも園により18時頃まで預けられる場合があります。幼稚園等の入園について、詳しくはp6をご覧ください。

- ◆利用調整（審査）の結果、保留となっても、翌月以降、同一年度内は継続して利用調整を行いますので、毎月申請をする必要はありません。

ただし、令和9年度の申請書の有効期限は、令和10年3月入園分までです。令和10年4月以降の入園を希望する方は別途、令和10年度の申請をしていただく必要があります。

- ◆入園の希望をしなくなった場合は、入園の申請を取下げてください。

例）幼稚園に入園し、保育園への入園は希望しなくなった場合等

兄弟で同時に申請する場合

- ◆兄弟姉妹で同時に申請する場合や、申請内容を変更する場合はこども1人につき1セット必要書類を揃えて提出する必要があります。ただし、就労証明書等の証明書類については、原本が1部あれば兄弟姉妹分はコピーで問題ありません。

既に兄弟姉妹が在園している場合は、在園児の手続きとして別途「教育・保育給付認定変更申請書」と必要書類の提出が必要な場合があります。在園児の手続きはp18以降をご確認ください。

- ◆新規申請、転園申請にかかわらず兄弟姉妹で同時に申請する場合は、以下のいずれかの希望条件を選択する必要があります。

同園優先 ⇒ 兄弟姉妹で同じ園への内定を優先するが、調整できない場合は別々の園や1人のみの内定を希望する。

同月入園 ⇒ 「**兄弟姉妹が全員、同月に内定する場合のみ**」内定を希望する。兄弟姉妹のいずれかが希望する全ての園で保留となる場合には、他の兄弟姉妹全員が保留となることを希望する。

同時同園 ⇒ 「**兄弟姉妹が全員、同月かつ同じ園に内定する場合のみ**」内定を希望する。全ての兄弟姉妹が同月に同じ園で内定とならない限り、他の兄弟姉妹全員が保留となることを希望する。

※ 同時同園を希望する場合は、兄弟姉妹全員の希望施設、希望順位を揃える必要があります。

※ 育児休業中からの復職予定で申請をした場合、1人でも内定になっていれば、入園（転園）月の翌月1日までに復職する必要があります。復職できない場合、内定取消（辞退）又は入園取消となりますので、同園優先を希望する場合は、兄弟姉妹の一人のみ内定となっても問題ないか、慎重にご検討ください。

例）上の子の転園申請が内定となったが、下の子の新規申請は保留となった。上の子の転園に伴い、育児休業から復職する必要があるが、下の子の預け先がないので内定を辞退することになってしまった。

※ 具体的な取り扱いは「令和9年度利用調整の考え方」をご確認ください。



よくある質問

本項目に記載のないQ & Aについて、「利用調整の考え方」（所沢市ホームページに掲載）も併せてご確認ください。

Q入園する子どもはどうやって決まるのですか？（利用調整について）

ご提出いただいた申請書類等に基づき、どれくらい保育を必要としているかを利用調整指数（以下「指数」といいます）という数値にします。

希望している施設の空きに対し、空き数以上の申請児童がいた場合、指数の高い方から順にご案内します。指数が同点の場合は、基本指数の比較等の方法で順位付けを行います。

Q自分の指数は何点になりますか？

準備した申請書類等を見ながら、「⑧利用調整指数表」の当てはまる項目に○をつけてみてください。○のついた項目の指数を合計したものが指数になります。

最終的な指数は市の複数の職員が内容を確認し、必要があれば修正を加えたものになります。

修正となった場合、修正された点数や修正理由は利用調整前にはお知らせいたしません。

同じ認定事由でも申請書類によって指数が異なりますので、ご自身の当てはまる項目がわからない場合は「**利用調整の考え方**」をご覧ください。なお、ご自身の指数について、確定した指数は利用調整（審査）後でないとお答えできませんのでご承知おきください。

Q入園しやすい申請方法はありますか？

通える範囲で希望施設を増やすことが近道です。

また、次の申請方法で審査上有利になることは**ありません**。

- ・1つの園のみ希望する（転園申請の場合一部例外があります。詳しくは「利用調整の考え方」をご確認ください。）
- ・希望施設記入欄に同じ施設を重複して記入する（希望順で最上位の記載のみ有効）
- ・受付開始日からすぐに申込む
- ・窓口（所沢市役所保育幼稚園課）で直接申込む

Q支給認定証が届いたが、これで入園できるということですか？

支給認定証は保育を受ける資格が認められたことの証明です。希望する施設を利用できるかどうかは利用調整によって決まるため、別途利用調整結果の通知の到着をお待ちください。

Q空き状況はどこで公開しているのですか？

所沢市ホームページ又は所沢市役所保育幼稚園課窓口で公開しています。

5月～1月入園の空き状況は入園月前月の3日前後、4月入園の空き状況は受付開始日前後に公開します。2・3月入園の空き状況は申請締切が他の月より早いいため公開していません。

また、空き状況はあくまで公開時点の予定です。公開時点で空いていない施設も利用調整時に空きがあることがあるため、空き状況にとらわれず希望施設を選択してください。

Q 空き状況で空きの多い施設がありました。その施設を希望順で 1 番目にすれば入園しやすくなりますか？

利用調整は指数の高い方から順に行うため、希望施設の順番は入園しやすさに影響しません。例えば指数が 75 点で A 園を第 5 希望にしている方と、70 点で A 園を第 1 希望にしている方がいた場合、A 園に 1 枠空きがあった時、75 点の方が A 園に内定することになります。希望順は、あくまでご自身が入園したい施設の順番で記載してください。

Q 申請書に入園最低月齢を満たしていない園を記載した場合はどうなりますか？

該当する園は記載がなかったものとして扱います。入園保留等で翌月以降に月齢を満たした場合も、自動的に利用調整の対象となることはありませんので、満たした時点で希望園の変更を「㊟保育園等入園申請変更届出書」で行ってください。

Q 育児休業からの復職予定で申請したいのですが、入園希望月を復職予定日より前の月にすることは可能ですか？

可能です。入園（転園）が決まった場合は、入園（転園）月の翌月 1 日までに復職する必要があります。そのため、育児休業からの復職を当初の予定より早め、保育園に入園（転園）を希望する場合は、勤務先がその事実を了承している必要があります。この場合、勤務先がその事実を了承していることを確認したうえで、就労証明書の発行を依頼し、申請を行ってください。

Q 産後休業・育児休業からの復職予定で申請しました。利用調整の結果入園できることが決まった場合、いつまでに復職しなければなりませんか？

入園月の翌月の 1 日までに申請時の勤務先に復職する必要があります。

例) 育児休業を 6 月 30 日まで取得予定の方が、4 月に入園できた場合、5 月 1 日までに審査した就労証明書記載の時間・日数で復職していただく必要があります。

復職後、復職したことを証明する書類（復職証明書又は辞令等）をもって復職の事実及び育児短時間勤務取得の有無を申告していただきます。提出は復職後 1 週間以内です。期限までに元の勤務先に就労証明書記載の時間・日数で復職できない場合や復職したことを証明する書類の提出がない場合、その事実の判明した時点で、利用調整（審査）結果の取消又は退園となります。

Q まだ誕生していないこどもの申請はできますか？

出生前でも申請できますが、各施設の保育可能月齢にご注意ください。入園希望月の 1 日時点で月齢を満たしていない場合は入園することができません。

例) 令和 9 年 2 月 4 日以前の誕生日であれば、令和 9 年 4 月 1 日に生後 8 週以上となります。申請の際は、児童名を「名字 + ベビー」とし、生年月日を出産予定日としてください。

Q 入園希望月の前後に出産予定がある場合の申請はどうなりますか？

入園月の 1 日が、出産予定日の前月 1 日から出産予定日の翌々月 1 日の間にあたる場合、原則として母の認定事由は「妊娠・出産」となります。その場合、入園できたか否かによらず出産の翌々月末で申請が一旦取下となり、翌々々月以降も利用を希望する場合は、再度別の認定事由で申請をする必要があります。入園希望月の 1 日が前述の期間にあたらな場合は、入園希望月の 1 日の状況で認定事由を選択してください。

Q内定後、入園月の1日（復職する日）までの間に申請内容と異なる状況になった場合はどうなりますか？

申請内容と利用調整指数が異ならないよう調整していただく必要があるため、申請内容に変更があった場合は、できる限り速やかに保育幼稚園課にお知らせください。

勤務先が変わった場合であれば、新しい勤務先の就労時間・日数が申請時の勤務先以上である必要がありますし、仕事を辞めた場合は入園月の1日までに申請時の勤務先と同等以上の勤務内容で勤務している必要があります（育児休業からの復職予定で申請していた場合は、必ず育児休業を取得した勤務先に復職する必要があります）。

異なる状況が改善されない場合、又は提出書類の虚偽・不正が判明した場合は、申請の取消又は利用調整結果の取消（退園）となる場合があります。

Q同居している65歳未満の祖父母が保育に当たることができない場合の提出書類とはどのようなものですか？

疾病等で保育が行えない場合は、様式は問いませんが保育ができない旨の記載の診断書が必要になります。また、就労や介護、就学に月16日以上かつ月64時間以上あたっている場合は就労証明書等の証明書類の提出が必要です（勤務内容の誓約（誓約稼働）及び求職活動を事由とすることは不可）。なお、これらの書類が未提出の場合は減点対象になります。

Q兄弟が保育園に在園中の場合や幼稚園に通う上の子の預かり保育無償化の申請などにより勤務先変更後の就労証明書を提出しました。保育園の入園を申し込んでいる下の子の変更申請用にも就労証明書の提出が必要ですか？

幼稚園の預かり保育や一時預かり等の無償化の認定（施設等利用給付認定）用に提出した書類は、原則として保育園等の申請には反映されません。また、保育園に在園中の兄弟の教育・保育給付認定変更申請書兼変更届用に提出した書類も、原則として保育園等の入園申請には反映されません。保育園等の申請内容を変更したい場合は、変更を希望する入園月の締切日までに「㊟保育園等入園申請変更届出書」と必要書類を別途ご提出ください。

Q育児休業の延長手続きにおいて保育施設の入所保留通知書が必要です。どのような手続きが必要ですか？

入所保留通知書（施設利用保留通知書）は、保育園等の入園申請をした児童について、利用調整（審査）の結果が保留だった場合に発行されます。このため、発行を希望する入園希望月の申請締切日までに入園申請をすることが必要です。また、保留通知は、原則として最初の利用調整時、又は申請変更時のみ発行します。その他の入園月の保留通知が必要な場合は、「施設利用保留通知書交付申請書」を発行希望の入園月の締切日までに提出ください。なお、利用調整結果が内定だった場合は、内定を辞退しても保留通知は発行できません。

※市では保育園等入園手続きに関するご質問にはお答えできますが、育児休業の延長手続きに関するご質問はお答えできません。勤務先やハローワークにお問い合わせください。

○入園した後のこと

在園している間に何かしらの状況の変更があった場合は、変更となる事象が判明し次第すみやかに、「教育・保育給付認定変更申請書」に変更内容を記載し、必要書類がある場合は添付して保育幼稚園課までご提出ください。「教育・保育給付認定変更申請書」を含む各種書類は各保育施設・保育幼稚園課窓口及びホームページで取得することができます。

◆原則として**市にご提出いただいた翌月から変更が適用されます。**

※当月中の変更、遡っての変更はできません

◆用紙が足りない場合は、お手元にある用紙をコピーしてご利用ください。

① 勤務先・住所等に変更があった

勤務先についての情報や勤務形態に変更があった場合

育児休業からの復職予定の場合、育児休業を取得している勤務先に復職することが前提となります。

◆勤務先についての情報（名称・住所・電話番号）や勤務形態が変わった場合

「就労証明書」を新しい情報で再度ご提出ください。

勤務形態等の変更に伴い、認定事由の最低条件（p3～4）を下回る場合、就労の事由では認定ができなくなります。変更する前に必ず最低条件を満たしているか確認してください。

また、最低条件を満たしている場合でも、実働時間と勤務日数によっては保育必要量（p5）の変更が生じる場合があります。

◆勤務先を退職した場合

求職活動をする場合は「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」をご提出ください。

求職活動の認定事由では、認定期間は離職日から3か月後の月末まで、保育必要量（p5）は保育短時間となります。ただし、申請時に勤務内容は決まっているが、「就労証明書」を提出できないため「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」を提出している場合は、求職活動への認定事由の変更はできかねます。

既に別の勤務先が決まっている場合は、新しい勤務先の「就労証明書」をご提出ください。その際、認定事由の最低条件（p3～4）を満たしているか確認してください。新しい勤務先の実働時間と勤務日数によっては保育必要量（p5）の変更が生じる場合があります。

結婚・離婚等により世帯員の変更があった場合

保育料に変更がある場合、別途「利用者負担額変更通知書」をお送りいたします。

◆結婚等により世帯員が増えた場合

「教育・保育給付認定変更申請書」で世帯員が増えたことを保育幼稚園課にお知らせいただくとともに、新たに保護者となった方の認定事由ごとの必要書類（p3～4）をご提出ください。その方が令和8年1月1日時点（令和9年9月以降は令和9年1月1日時点）で所沢市外にお住まいだった場合は、課税証明書も必要となります。

◆離婚等により世帯員が減った場合

「教育・保育給付認定変更申請書」に戸籍謄本等、事実が分かる書類（p5）を添付して世帯員が減ったことを保育幼稚園課にお届けください。

※離婚後も同一住所に元配偶者が居住する場合は、ひとり親と判断しかねる場合があります。

◆その他の事由で世帯員に増減があった場合

例えば、引越しに伴う祖父母の増減等があります。「教育・保育給付認定変更申請書」で世帯員の増減を保育幼稚園課にお知らせください。

住所に変更があった場合

◆所沢市内での転居の場合

「教育・保育給付認定変更申請書」で転居の事実を保育幼稚園課にお知らせください。

◆所沢市外へ転出する場合

・転出に伴い、今通っている園を退園する場合

「教育・保育給付認定変更申請書」に転出日と退園予定日を記載し、保育幼稚園課までご提出ください。通っている園にも転出と転出後の予定をお伝えください。

・転出後も今通っている園の利用継続を希望する場合（注サ）

所沢市 での手続	「教育・保育給付認定変更申請書」に転出と退園予定日（転出する月の末日）を記載し、転出前に保育幼稚園課までご提出ください。その際、継続して通園したい旨といつまで継続したいかを記載してください。なお、 <u>市内在住時に保育料及び給食費を滞納している場合は、継続利用は出来ません。</u>
転出先 での手続	・転出時、転出先の保育担当課窓口で所沢市の園を継続通園したい旨を伝え、教育・保育給付認定の申請書類を提出してください。 ・転出月内の手続きが必要となり、手続には就労証明書・課税証明書等の書類が必要です。必要書類については転出先の自治体にご確認ください。 ・継続できる期間は、勤務先が所沢市にあれば最長で在園施設の卒園まで、ない場合は転出した年度の3月末までです。（注サ） ・転出後も所沢市の保育園等に通う場合、転出先自治体の認定事由だけでなく、所沢市の認定事由も満たす必要があります。

（注サ）・「育児休業」の認定で在園中に市外へ転出した場合、保護者の勤務先が所沢市にある場合でも**転出した月末で退園**となります。

- ・また、転出後、市内の園を継続利用中に育児休業を取得した場合、**取得開始日の前日が属する月の月末（出産月の翌々月末）で退園**となります。
- ・保育料を滞納している場合、転出した月の月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに全額納付が確認できなければ**当該月末をもって退園**となります。
- ・転出の翌年度以降も継続利用する場合、**1日実働4時間以上、月16日以上かつ月64時間以上の労働条件を満たす勤務先が所沢市内にあることが条件**となります。転出翌年度以降に**勤務先が市外に変更となった場合や所沢市内での勤務が上記条件を満たさなくなった場合は、その事実が生じた月末で退園**となります。

その他認定事由に関する変更があった場合

◆保育必要量の変更（標準時間・短時間）を希望する場合、前月20日ごろを目安に「教育・保育給付認定変更申請書」に変更後に希望する保育必要量を記載して、認定事由ごとの必要書類（p3～4）を添付し、保育幼稚園課までご提出ください。

例）現在求職活動中のため「短時間」で認定を受けている方が、就職したため「標準時間」で認定を受けたい場合、就労証明書のみ提出では「標準時間」に変更できません。**必ず、「教育・保育給付認定変更申請書」で「標準時間」を希望する旨をお届けください。**

◆認定事由を変更する場合、「教育・保育給付認定変更申請書」と新たな認定事由の必要書類（p3～4）を保育幼稚園課までご提出ください。

◆保育施設等は、保護者が就労や疾病等の事由により、保育を必要とする子どもを預かって保育を行うことを目的とした施設です。入園後に認定事由を変更することは可能ですが（「妊娠・出産」の事由を除く）、認定事由に該当しなくなったときは、退園となります。

◆「認定事由に該当しなくなったとき」とは、家庭での保育が可能になった、療養中の病気が治った、妊娠・出産事由の認定有効期間が終了した、等の場合を指します。

◆認定事由に該当するか否かは、随時、調査を行っています。電話等で勤務先等にお問合せさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

② 育児休業を取得する

所沢市では、「就労」の事由で上の子が保育施設等に在園中に、下の子の育児休業を取得する場合、「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」にて認定事由を「育児休業」に変更をする手続きを行うことで、在園施設を利用継続することができます。

育児休業中の認定期間イメージ



「育児休業」の事由へ認定変更できる対象者

「就労」の事由で保育園等に在園しており、育児休業を取得する方

- ◆育児休業取得の対象となる児童ご本人の利用継続はできません。
- ◆産前休業開始前（2 回目以降の育児休業については育児休業開始前）に在園していた施設でのみ利用継続できます。
- ◆「就労」の事由以外の認定事由から「育児休業」の事由への認定変更はできません。
- ◆育児休業から復職する予定がない場合は、「妊娠・出産」事由への変更手続きを行ってください（出産月翌々月で退園となります）。
- ◆市外在住の方は継続利用の対象外です。出産月の翌々月末（2 回目以降の育児休業については育児休業開始日の前日が属する月の月末）で退園となります（P19 注サ参照）。

「育児休業」の事由への認定変更手続き

出産月の翌々月 20 日までにお子様が在園する施設へ以下の書類をご提出ください。

- ①「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」
 - ②「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」
- ◆「育児休業」事由への変更は出産月翌々月からとなります。（例：4月15日出産の場合、7月1日から変更）
 - ◆父が取得する育児休業については、子の出生月の翌々月までの範囲で取得する場合は、当該期間を引き続き就労の事由とみなし、育児休業中の保育の利用継続の手続きは不要です。父が子の出生月の翌々月末を超えて育児休業を取得する場合は、上記手続きが必要です。

「育児休業」の事由による認定期間及び保育必要量

- ◆認定期間は「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」の勤務先記入欄に記載のある、育児休業の期間の終了日の属する月の月末までです。
- ◆育児休業を延長し、引き続き育児休業中の利用継続を希望する場合、当初認定された「育児休業」の認定期間の終了月の月末までに、再度「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」にて最新の育児休業の取得期間をお届けいただくことで、利用期間を延長することができます。
- ◆育児休業中の保育の必要量は、短時間（最長8時間）になります。

子の出生月翌々々月以降に育児休業を開始する場合（2 回目の育児休業を取得する場合等）

- ◆利用継続について
育児休業取得開始月の前月 20 日までに「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」を提出いただくことで在園可能です。
- ◆「育児休業」事由への変更は育児休業開始月の翌月からとなります。（開始日が1 日の場合は開始月から変更）

「育児休業」事由からの認定変更について

- ◆育児休業から復職する場合、あらかじめ手続きを行うことで「就労」事由の「保育標準時間」認定に切り替えることができます。（p23 参照）
- ◆育児休業を取得した会社に復職することが必須となります（復職せず退職する場合は、退職日の月末をもって退園となります。）

③ 現在通っている園から転園したい

◆入園後、別の保育園等に転園を希望することができます。

転園申請の対象について

◆転園申請として取扱う対象は、**市内の保育園等に在園する児童が市内の在園施設以外の保育園等へ転園を希望する場合**です。以下の場合が原則として、新規入園申請として取扱います。

申請方法等は p10 をご確認ください。

- ・幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に在園している場合
- ・事業所内保育事業の従業員枠や企業主導型保育事業、認可外保育施設等に在園している場合
- ・市外の保育園等に在園している場合
- ・2歳児クラスまでの保育園等を3月末で卒園し、4月入園を申請する場合

※市内の保育園等に在園する児童が、市外の保育園等への入園を申込む場合は手続きが異なります。詳しくは p13 をご確認ください。

※市外在住者の転園申請は、所沢市内に勤務先（1日実働4時間以上、月16日以上かつ月64時間以上の労働条件を満たすもの）がある場合のみ申請可能です。

転園申請の必要書類・締切日・提出先について

◆転園を希望する場合は、**p10の締切日までに以下の書類を保育幼稚園課の窓口へ直接又は郵送でご提出ください。**

【表9】転園申請に必要な書類（様式は市ホームページ又は保育幼稚園課にて配布）

必須書類	☐ 保育所等転園申請書 必須
	☐ 父の認定事由ごとの必要書類（p3～4） 選択必須
	☐ 母の認定事由ごとの必要書類（p3～4） 選択必須
	☐ ⑧利用調整指数表 必須
場合により 加点になる (減点が外れる) 書類	☐ 雇用保険受給資格者証 (生計を維持する者が自己都合によらない失業により3か月以内に離職し、離職理由コードに11、12、21、22、31、32のいずれかが記載されている場合)
	☐ 65歳未満の同居祖父母が保育に当たることができない書類（就労証明書や診断書等）

※必要書類については、p10の受付開始日以降に作成・発行されたものをご提出ください。

入園・転園した年度内に転園する場合

◆入園・転園した年度と同一年度内の転園希望は、利用調整指数上の減算がつき、不利になります（ただし、兄弟姉妹の在園している保育園等のみを希望する場合や別々の保育園等に通う2人以上の兄弟姉妹が、「同時同園」で転園申請する場合は、減算はつきません）。

利用調整の取扱い・同時に申請する兄弟姉妹がいる場合

◆利用調整（審査）は新規申請と転園申請を含めて同時に行います。

◆転園申請であっても、**新規・転園問わず同時に申請している兄弟姉妹がいる場合は、p14に記載の希望条件（同園優先・同月入園・同時同園）に基づき利用調整（審査）が行われます。**

内定を辞退する場合・アレルギーや疾患がある場合

◆**転園申請が内定となった場合、その時点で別の児童の利用調整が行われるため、内定の辞退や、内定取消しの場合であっても、元の園に戻ることはできませんのでご注意ください。**

◆アレルギーや疾患がある場合は、必ず事前に希望施設に対応が可能か確認してください。安全な保育が確保できないと判断される場合は内定が出て入園できません。その場合も元の園に戻ることはできません。

◆**転園申請をした後、転園を希望しなくなった場合は、必ず転園申請を取り下げてください。**取り下げないまま、希望しない月に転園が内定した場合、辞退しても元の園に戻れなくなります。

産前産後休業中・育児休業中に転園する場合

◆産前産後休業中は母の認定事由を「就労」として転園することはできません。母の認定事由が「就労」として内定した場合で、転園月 1 日が産前産後休業中であることが判明した場合、転園月翌月 1 日までに復職する場合を除き、母の認定を「妊娠・出産」に変更した上で転園していただきます。その場合、出産月翌々月末で退園となります。※認定事由を「妊娠・出産」から「育児休業」に切り替えて在園することはできません。

※申請後、転園が保留となった場合も年度内は毎月利用調整（審査）が行われます。申請当初は産前産後休業中でなかった場合でも、その後、産前産後休業を取得するに至った場合は、「妊娠・出産」の事由での転園を希望する場合を除き、必ず申請を取り下げてください。

◆育児休業中は父又は母の認定事由を「育児休業」として転園することはできません。育児休業中に転園する場合は、「就労」の認定事由での審査となり、転園した月の翌月 1 日までに審査時の勤務条件で復職することが条件となります。なお、転園申請をもって認定事由を切り替えることはできません。転園した月から「就労」の認定事由で在園されたい場合は転園月の前月 20 日までに「教育・保育給付認定変更申請書（育児休業からの復職予定用）」をご提出ください。

※復職を予定していない場合は、申請しないでください。申請後、転園が保留となった場合でも、年度内は毎月利用調整（審査）が行われますので、申請当初は育児休業中でなくても、新たに育児休業を取得することになった場合や、育児休業を延長することになった場合は、復職を予定している場合を除き、必ず申請を取り下げてください。

令和 8 年度と令和 9 年度の両年度の転園を並行して申請する場合

◆令和 8 年度と令和 9 年度の両年度の転園を並行して申請した場合、令和 8 年度に転園が決まると、令和 9 年度の申請は自動的に取り下げとなります。令和 9 年度に更に転園を希望される場合は、再度申請をしていただく必要があります。

例）令和 9 年 2 月申請と令和 9 年 4 月申請を並行して申請しており、2 月に転園できた場合、4 月の申請は自動的に取り下げとなります。

※入園した施設の保育実施年齢により、令和 8 年度末で卒園・卒室となる場合は、令和 9 年度の申請も引き続き有効となります。

転園申請時から希望する施設、勤務先や住所等、状況に変更があった場合

◆変更内容に応じた書類を「⑨保育園等入園申請変更届出書」と併せて締切日（p10）までに保育幼稚園課へご提出ください。詳しくは p12 をご確認ください。

また、在園児としての認定変更に「教育・保育給付認定変更申請書」の提出も必要となる場合があります。詳しくは p18 をご確認ください。

◆転園申請が保留となった場合でも、取り下げない限り年度内は毎月利用調整が行われます。産前産後休業や育児休業を取得することになった場合等、状況に変更があった場合は必ず申請の変更や取り下げを行ってください。

◆次の場合は転園申請が手続きなく取り消しとなります。

- ①転園申請後に在園施設を退園した場合（申請を継続したい場合、新規申請手続きが必要です。）
- ②所沢市外へ転出した場合（申請を継続したい場合、転出先の市区町村を経由して再度申請手続きが必要です。）

◆転園内定後、転園月 1 日までに所沢市外へ転出した場合は内定取消（入園後に判明した場合は退園）となります。

転園の際の注意事項や加算・減算の具体的な例については、「利用調整の考え方」（市ホームページに掲載）にも記載しています。必ずご覧ください。

④ こんな場合はどうする？

妊娠がわかった（出産する）場合

まずは在園中の保育園等に出産予定をお伝えください。

◎現在就労の事由で在園中の場合

- ◆出産後、育児休業を取得する場合、詳しくは p20 をご覧ください。
- ◆出産後、育児休業を取得せず復職する場合、産後翌々月の1日（例：1月出産の場合は4月1日）までに復職いただければ、それ以降も就労の事由で利用継続が可能です。
- ◆出産にあわせて退職する場合、退職以降は「妊娠・出産」の事由となります。「妊娠・出産」の事由の認定期間は出産予定月の1か月前から産後2か月までです。出産予定月の前月より前に退職する場合は、「妊娠・出産」の事由の認定ができません。その場合、退職後も利用継続するためには、「妊娠・出産」の事由に該当するまでの間、「妊娠・出産」以外の保育を必要とする認定事由のいずれか（出産に伴う疾病等の事由）に該当することが必要です。

◎「妊娠・出産」の事由で在園中の場合

出産の翌々月末までの在園後、退園となります。保育園等を継続して利用したい場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」に退園日を記載したものを提出した後、退園月の翌月からの入園申請を、「妊娠・出産」以外の新たな認定事由で別途申請してください。

◎「就労」・「妊娠・出産」以外の事由で在園中の場合

認定期間が終了するまでの間、利用することができます。

※「妊娠・出産」の認定事由に変更後は、他の認定事由に変更することはできず、認定期間終了後退園となりますのでご注意ください。

育児休業から復職する場合

- ◆復職した日から一週間以内に「復職証明書」を保育幼稚園課にご提出ください。「復職証明書」は保育施設、所沢市ホームページ、保育幼稚園課窓口で取得できます。
- ◆現在「育児休業」の認定を受けているが、復職日の当月から「就労」の認定での保育を希望する場合、変更を希望する前月20日までに「教育・保育給付認定変更申請書(育児休業からの復職予定用)」をご提出ください。当月中や遡っての認定変更はできませんのでご注意ください。（例）上の子が「育児休業」（短時間）の認定で在園中に、下の子が「就労」（標準時間）の認定で4月に入園する場合、上の子の認定を4月から「就労」（標準時間）にするためには、3月中に「教育・保育給付認定変更申請書(育児休業からの復職予定用)」を提出する必要があります。4月に提出した場合は5月からの変更となります。

退園する場合

- ◆退園する場合、退園月の10日まで（10日時点で未定の場合は、退園日が確定し次第速やかに）「教育・保育給付認定変更申請書」に退園日を記載し、こどもの在籍する施設又は保育幼稚園課まで提出してください。また、保育幼稚園課に直接提出した場合、こどもの在籍する施設に退園することをお伝えください。
- ◆月の途中で退園する場合には、保育料の月額を日割り計算します。

その他の注意事項

- ◆こどもの入院、帰国等の理由により利用施設に一定期間通わない場合、在園は可能ですが、保育料は通常通り支払う必要があります。（3か月を越えて通園しない場合は、原則退園）
- ◆入園後、こどもの成長過程の中で、食物アレルギー等が確認された場合や、病気、発育状況などで気になることが生じた場合は、速やかに利用施設及び保育幼稚園課にご相談ください。

在園中に状況の変更があった場合の手続一覧

下表以外にも認定通知書送付時より何か変更がありましたら、利用施設又は所沢市保育幼稚園課までご連絡ください。

変更内容	必要な書類	期限	参照
勤務先の情報の変更 勤務条件の変更	①「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」 ②新しい情報で「就労証明書」（雇用形態によっては他に必要な書類があります。p3の必要書類参照）	判明し次第すみやかに	p18
復職する	①「復職証明書」 ②復職日の当月からの認定変更を希望する場合は「教育・保育給付認定変更申請書(育児休業からの復職予定用)」	①復職日から1週間以内 ②変更を希望する前月20日まで	p23
就労した ・他の事由からの変更 ・退職後、間を空けずに転職する	①「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」 ②新しい情報で「就労証明書」 ※就労証明書の提出が遅れる場合は「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」	判明し次第すみやかに	p18
退職後、求職活動を行う	①「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」 ②「⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書」	退職月中	p18
結婚等により世帯員が増えた	①「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」 ②新たに保護者となった方の認定事由ごとの必要書類 ③新たに保護者となった方が所沢市外にお住まいだった場合は「課税（非課税）証明書」	判明し次第すみやかに	p18
離婚等により世帯員が減った	①「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」 ②戸籍謄本等、事実が分かる書類	判明し次第すみやかに	p18
その他の事由で世帯員に増減があった（引越しに伴う祖父母の増減等）	「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」	判明し次第すみやかに	p18
妊娠がわかった(出産した)、産後、育児休業を取得する	①「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」 ②「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」	出産月の翌々月20日まで	p20 p23
所沢市内で転居した	「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」	転居から2週間以内	p19
所沢市外へ転出し、今通っている園を退園する	「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」	判明し次第すみやかに	p19
所沢市外へ転出し、今通っている園の利用継続を希望する ※利用継続ができない場合もございますので、必ず事前にご確認ください。	「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」 ※転出月中に転出先での手続きが必要です。	転出前まで	p19
退園する	「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」	原則、退園月の10日まで	p23
転園する	①「保育所等転園申請書」 ②父母の認定事由ごとの必要書類 ③「⑧利用調整指数表」	転園希望月の新規申請締切日まで	p21 ~22

4 幼児教育・保育の無償化について

「幼児教育・保育の無償化についての Q&A」(所沢市ホームページに掲載)も併せてご確認ください。

① 幼児教育・保育の無償化の概要

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までの全てのこどもと住民税非課税世帯の 0～2 歳児のこどもの標準的な利用料が無償となります(一部上限あり)。

② 無償化の対象施設・事業と対象者

無償化の対象施設・事業は、市が『確認』した施設・事業に限られます。

市が『確認』した施設・事業を市のホームページにて公開(「無償化対象」で検索)しておりますので、通っている(通う)施設が該当するかご確認ください。

下表の A～E の方が無償化の対象者です。アルファベットは必要な手続きを表しています。

対象施設 事業 対象者	認可保育所 認定こども園 (保育部分) 地域型保育事業 就学前障害児の発達支援	新制度移行済幼稚園 認定こども園(教育部分)		新制度未移行幼稚園 特別支援学校(幼稚部)		認可外保育施設等 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 (注シ)
		教育部分 のみ無償化	預かり部分 も無償化	教育部分 のみ無償化	預かり部分 も無償化	
3～5 歳児クラス	A	B	D(注ス)	C	D(注ス)	D(注ス)
満 3 歳児 (住民税課税世帯)		B		C		
住民税非課税 世帯の 0～2 歳 児クラス	満 3 歳以上	A	B	E(注ス)	C	E(注ス)
	3 歳未満	A				E(注ス)

(注シ) 保育園等に在園していない場合に限りです。

(注ス) 無償化の対象となるためには「保育の必要な事由」に該当することが必要です。

③ 無償化に必要な認定手続き

サービスの無償化の対象となるためには、必ずサービス利用前に認定手続きをする必要があります。申請日以前に遡って認定をすることはできないため、**認定を受けていない状態で利用したサービスは無償化の対象とはなりません**。上表のアルファベット毎に対応した手続きは下表のとおりです。

必要書類	共通	☐ 市外から転入された方は、下記書類の他、父母の課税(非課税)証明書が必要です。詳しくは「③税額等の証明書」をご覧ください。
	Aの方	既に教育・保育認定を受けているため、新たな認定手続きは不要です。
	Bの方	☐ 「教育・保育給付認定申請書兼現況届」【1号認定用】
	Cの方	☐ 「施設等利用給付認定申請書兼現況届」
	D・Eの方	☐ 「施設等利用給付認定申請書兼現況届」 ☐ 父の認定事由ごとの必要書類 ☐ 母の認定事由ごとの必要書類
提出場所	B・C D・E の方	利用している(する)施設(事業者)、又は保育幼稚園課 保育幼稚園課に提出の場合は、施設(事業者)にその旨をお伝えください。 課税(非課税)証明書のみ提出の場合は、保育幼稚園課にご提出ください。
提出期限	B・C D・E の方	利用している(する)施設(事業者)の定める日 原則、利用開始月の前月 15 日まで(土日祝日の場合はその前営業日)

「施設等利用給付認定申請書兼現況届」は利用している(する)施設(事業者)、所沢市ホームページ又は保育幼稚園課で配布しています。

◎保育の必要な事由

無償化対象になるための保育の必要な事由は、保育園の入園申請に必要な事由に準じます。

詳細・考え方については保育園申請の各ページをご参照ください。

認定事由	必要条件	認定事由ごとの必要書類
育児休業以外	p 3～4をご覧ください。	p 3～4をご覧ください。
育児休業	産前休業以前から就労の認定（事由）に該当しながら同一の施設等を利用継続しており、下の子の育児休業中も継続して利用を希望する場合	産前休業以前より働いていたことが分かる「就労証明書」 ＋産前休業以前より継続して同一の施設等に在園（利用）していたことが分かる「在園（利用）証明書」 ＋「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」

④ 無償化となる利用料

施設・事業ごとの無償化となる利用料は次のとおりです。

保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業

送迎費、食材料費（注セ）、行事費、時間外保育料などを除いた標準的な利用料

新制度移行済幼稚園、認定こども園（教育部分）

送迎費、食材料費（注セ）、行事費などを除いた標準的な利用料

預かり保育も利用しており、D に該当する方は上記に加え、預かり保育を利用した日数×490 円の利用料を月額 12,300 円を上限に（注ソ）無償化（E に該当する方は月額 17,700 円まで（注ソ）無償化）

新制度未移行幼稚園、特別支援学校（幼稚部）

送迎費、食材料費（注セ）、行事費などを除いた標準的な利用料のうち、月額 28,000 円まで預かり保育も利用しており、D に該当する方は上記に加え預かり保育を利用した日数×490 円の利用料を月額 12,300 円を上限に（注ソ）無償化（E に該当する方は月額 17,700 円まで（注ソ）無償化）

認可外保育施設等、一般型一時預かり事業、病児・病後児保育事業、

ファミリー・サポート・センター事業

送迎費、食材料費、行事費などを除いた標準的な利用料のうち、月額 40,300 円を上限に無償化（E に該当する方は月額 45,700 円まで無償化）

（注セ）食材料費のうち副食費については、年収 360 万円未満相当世帯のこどもと全所得世帯の第三子以降（幼稚園は小学校3年生、保育所は小学校就学前までの範囲でカウント）に該当するこどもの場合、免除又は助成されます。

（注ソ）園が設定する利用料が月単位で定額の場合も、預かり保育を利用した日数 1 日当たり 490 円で計算した実績に基づき利用料が無償化されます。その月の預かり保育を利用した日数×490 円の額よりも実際に支払った利用料が多い場合も、その月の預かり保育を利用した日数×490 円の額を上限に無償化されます。

（例）預かり保育利用料が利用した日数を問わず 8,000 円（月額）の施設で、その月に 10 日間預かり保育を利用した場合、「10 日×490 円＝4,900 円よりも支払った金額（8,000 円）の方が多いため、4,900 円まで無償化となり、残り 3,100 円は自己負担となります。

⑤ 無償化の請求手続き

新制度移行済幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業

問い合わせ先：保育幼稚園課（Tel 2998-9126）

- ◆A・Bに該当する方は、標準的な利用料にあたる保育料が無料となるため請求手続きは不要です。
- ◆副食費が免除となる方の副食費は、法定代理受領（注タ）となります。免除対象者には市からお知らせしますので、副食費を施設に支払う必要はなく、請求手続きも不要です。

新制度未移行幼稚園、特別支援学校（幼稚部）

問い合わせ先：保育幼稚園課（Tel 2998-9126）

- ◆Cに該当する方の標準的な利用料は、月額 28,000 円を上限に法定代理受領（注タ）となります。標準的な利用料が 28,000 円までの場合、保護者は施設に対して利用料を支払う必要はなく、請求手続きも不要です。ただし、標準的な利用料が 28,000 円を超える場合は、その差額分を保護者が施設に直接支払うこととなります。また、入園料については一度全額施設に支払い、その後無償化となる費用については必要書類を添えて、施設を通じて市に請求することができます。なお入園料が無償となる条件として、入園初年度であり、該当年度の入園料を納めており、標準的な利用料が月額 28,000 円未満である場合に対象となります。
- ◆D又はEに該当する方で預かり保育を利用した場合、その利用料は償還払いとなります。預かり保育に要した費用は、全額施設にお支払いください。その後、無償化となる費用については、必要書類を添えて施設を通じて市に請求することができます（新制度移行済幼稚園も含む）。
 - ※ 預かり保育を実施していない場合（無償化の対象施設として『確認』されていない施設を含む）、又は、預かり保育を実施しているが十分な水準でない施設（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数 200 日未満）を利用している場合は、認可外保育施設等の利用ができます。その場合、無償化となる費用の請求は原則として在籍する施設に提出となりますが、ご不明な点は市にお問い合わせください。
- ◆副食費が免除となる方の副食費は、上限額の範囲内で償還払いとなります。副食費は、全額施設にお支払いください。その後、免除対象者には市からお知らせしますので、必要書類を添えて、施設を通じて市に申請することで免除される副食費を請求することができます。

認可外保育施設等、一般型一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

問い合わせ先：こども支援課（Tel 2998-9124）

- ◆D又はEに該当する方で、認可外保育施設等、一般型一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合、その標準的な利用料（送迎費、食材料費、行事費などを除く）は、月額 40,300 円（Eに該当する方は月額 45,700 円）を上限に償還払いとなります。利用料については、全額施設にお支払いください。その後、無償化となる費用については、必要書類を添えて、直接市に請求することができます。また、複数のサービスを利用している方は、まとめて直接市に請求することができます。ただし、認可保育所、認定こども園及び幼稚園（追加利用不可の施設（注チ））、地域型保育事業の施設に在園している方が、認可外保育施設等、一般型一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料については、**無償化の対象となりませんのでご注意ください。**

（注タ）施設が保護者に代わって市に請求・受領すること

（注チ）追加利用の可否については所沢市ホームページをご確認下さい。

5 保育料、保育時間のご案内

① 保育料

保育園、認定こども園、地域型保育事業の保育料は、保護者の所得や世帯状況などに応じて所沢市が決定します。保育料の階層は、原則として父母の合算した市民税所得割額により決定します。父母の所得状況によっては、同居している祖父母等（家計の主宰者）の市民税所得割額も合算して決定いたします。

0～2歳児クラスの保育料の月額、下記【表10】の基準額表のとおりです。なお、0～2歳児クラスの主食費及び副食費は施設による実費徴収ではなく、下記【表10】の保育料に含まれています。

【表10】0～2歳児クラス所沢市保育料徴収基準額表（注ツ）

階層区分		標準時間	短時間	常態的に土曜日閉所の施設を 利用した場合の減し額	
A	生活保護世帯等	0	0	0	
B	市民税非課税世帯等	0	0	0	
C1	市民税 所得割	市民税均等割のみ	6,000	5,800	0
C2		9,700円未満	6,500	6,300	0
C3		19,400円未満	7,300	7,000	0
C4		29,100円未満	9,000	8,700	0
C5		38,800円未満	11,000	10,700	0
C6		48,600円未満	12,700	12,300	0
C7		72,800円未満	17,100	16,600	0
C8		97,000円未満	23,800	23,200	1,000
C9		133,000円未満	30,800	30,200	1,000
C10		169,000円未満	39,900	39,200	2,000
C11		202,000円未満	45,100	44,300	2,000
C12		235,000円未満	47,400	46,600	2,000
C13		268,000円未満	50,500	49,600	2,000
C14		301,000円未満	53,800	52,900	3,000
C15		349,000円未満	57,000	56,000	3,000
C16		397,000円未満	57,700	56,700	3,000
C17		493,300円未満	59,500	58,500	3,000
C18		493,300円以上	61,200	60,200	3,000

<市民税所得割額の確認方法>

① 住民税を給与から天引きされている方（主に会社にお勤めの方）

毎年5月～6月頃に会社等から配布される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認ができます。

② 住民税を納付書で納めている方（主に個人事業の方）

毎年6月頃にご自宅に郵送される「市民税・県民税税額決定・変更通知書」で確認ができます。

●市区町村により通知書の名称・様式は異なります。

●市民税所得割額は、税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除など）を適用する前の金額にて決定いたします。

（注ツ）所沢市保育料徴収基準額表の見方、注意事項

- ・年度途中で誕生日を迎えて3歳になった場合であっても、当該年度中は2歳児クラスの保育料となります。
- ・「標準時間」は最長11時間まで、「短時間」は最長8時間までの認定区分です。どちらに該当するかは支給認定証をご確認ください。
- ・保育認定を受け、常態的に土曜日閉所の施設を利用した場合は一定額を減じます。
- ・保育料は月の初日の状態で算定しますので、月の途中で保育料に係る世帯状況の変更（生活保護受給開始、離婚など）があっても、保育料の階層変更は翌月分からとなります。

保育料の切替時期

◆保育料は、市民税所得割額を基礎に算定するため、市民税の年度切替に伴い、毎年9月に保育料が切り替わります。

なお、未申告等により市民税所得割額が確認できない場合や、他市町村で課税されている方の課税証明書の提出がない場合等は、最高階層にて算定いたします。

- ・ 4月～8月分の保育料 前年度の市民税所得割額を基礎に算出
- ・ 9月～翌年3月分の保育料 当年度の市民税所得割額を基礎に算出

保育料の納入方法

◆保育園を利用する場合

- ・ 保育料は口座振替により所沢市に納入していただきます。入園決定後速やかに、ご利用の指定金融機関等の窓口で口座振替の手続きを行ってください。
- ・ 口座振替による納入日は毎月月末（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。
※3月のみ月末が休業日の場合、前日の営業日に口座振替となります。

◆認定こども園、地域型保育事業を利用する場合

- ・ 保育料の納入先は各施設・事業者です。
- ・ 納入方法、納入日などは各施設・事業者に直接お問い合わせください。

保育料は、こどもを安全に保育するために施設を利用する対価として負担していただく費用です。必ず期日までにお支払ください。

事前の相談なく数か月にわたり滞納が継続したり、相談で誓約した内容を履行しなかった場合、在園の見直しや、滞納以降の利用調整の減点、市外転出後の市内保育施設の利用継続が出来なくなることがあります。

※ 相談なく数か月にわたり保育料の滞納が継続している場合、児童手当法第22条の規定により市の判断にて児童手当から未納額を徴収（特別徴収）することがあります。

保育料・給食費が支払えない場合

納付が困難と見込まれた時点で必ず保育幼稚園課へご相談ください。

今後の納付スケジュール等についてご案内いたします。

◆納付相談における主なご案内（例）

◎児童手当からの申出徴収

年6回支給される児童手当より未納額を徴収させていただきます。

ご希望の際は、窓口又はお電話にてその旨をお伝えください。

◎分割納付

納付の回数は増えますが、1回あたりの納付額を下げるができます。

ご希望の際は、窓口にてその旨をお伝えください。

初回来庁時に、1回あたりの金額や納付スケジュールのご案内をいたします。

多子世帯等の保育料の軽減

◆次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する場合、保育料の軽減を行います（世帯状況や収入状況等により軽減方法が変わります）。

Ⅰ．年収３６０万円未満相当（注テ）のひとり親世帯等（注ト）の場合

C階層は一律2,000円となります。

なお、入園児に生計を一にする兄弟がいる場合（注ナ）、年齢に関係なく最年長の子から順に、第二子以降は無料となります。

※この世帯に該当する場合、保育料の決定・変更通知の階層に「＊」が表示されます。

Ⅱ．年収約３６０万円未満相当（注テ）の世帯の場合【Ⅰ以外】

入園児に生計を一にする兄弟がいる場合（注ナ）、年齢に関係なく最年長の子から順に、第二子のC階層は半額、第三子以降は無料となります。

Ⅲ．年収約３６０万円未満相当（注テ）の世帯以外の場合【Ⅰ、Ⅱ以外】

入園児と同一世帯の兄弟が幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合（注二）、小学校就学前までの範囲で、最年長の子から順に、第二子は半額、第三子以降は無料となります。

◆上記Ⅰ～Ⅲ以外に埼玉県・所沢市独自の取り組みとして、入園児に生計を一にする兄弟がいる場合（注ナ）、年齢に関係なく最年長の子から順に、第三子以降の0～2歳児クラスの子どもの保育料は世帯の収入に関係なく無料となります。

（注テ）国の示す推定年収のため実際の年収とは異なり、原則として保護者の合算した市民税所得割額が、以下の額に該当するかで判定します。

＜年収約３６０万円未満相当の世帯の判定＞

世帯状況	市民税所得割額
1号認定	77,101円未満
2・3号認定（ひとり親世帯等）	77,101円未満
2・3号認定（ひとり親世帯等以外）	57,700円未満

※ 保育料を算定する市民税の年度切替にあわせて、年収約３６０万円未満相当世帯の判定も切り替わります。

（注ト）ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯のことをいいます。「ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯」に相違がある場合には、保育幼稚園課に申し出てください。

（注ナ）生計を一にする別居の兄弟がいる等、兄弟姉妹のカウントに相違がある場合又は多子世帯の状況に変更があった場合には、保育幼稚園課に申し出てください。

（注二）就学前の兄弟が、障害児施設等に入所又は通園している場合は、申請することで保育料が軽減されることがあります。

保育料の減免について

◆以下のいずれかに該当する場合などに、保育料が減免されることがあります。

保育料の減免を実施するには、減免申請書等の書類提出が必要です。申請書類及びお手続きの詳細については保育幼稚園課へお問い合わせください。

【保育料が減免となるケース（例）】

- ・同一世帯に、身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１・２級又は療育手帳㊤・Ａ・Ｂの障害児（者）がいるとき。
- ・世帯の主たる稼働者（保護者）が解雇・倒産（個人事業主にあつては廃業）により失業し、収入がなくなったとき。 など

給食費について（３～５歳児クラス）

◆３～５歳児クラス（１号認定は満３歳児含む）の保育料は、令和元年１０月より、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、無料となりました。ただし、給食費（主食費及び副食費）は、別途施設等による実費徴収となります。

◆給食費の納入方法については、以下のとおりです。

- ・公立保育園を利用する場合、給食費は口座振替により所沢市に納入していただきます。詳細はp29『保育料の納入方法 ◆保育園を利用する場合』を参照ください。
- ・上記以外の保育施設等を利用する場合、給食費の納入先は各施設・事業者です。納入方法、納入日などは各施設・事業者へ直接お問い合わせください。

◆以下のいずれかに該当する子どもの場合、副食費については免除となります。

免除対象となる世帯には、別途通知書を送付します。

Ⅰ．年収３６０万円未満相当世帯（注テ）

Ⅱ．所得階層にかかわらず、小学校３年生まで（１号認定）、又は小学校就学前まで（２号認定）の範囲で第三子以降

◆公立保育園を利用する方について、納付が困難だと見込まれた時点で必ず保育幼稚園課へご相談ください。詳細はp29『保育料・給食費が支払えない場合』を参照ください。

その他の注意事項

◆入園申請時点又は、申請（変更）締切日時点で保育料及び給食費の滞納がある世帯は利用調整の減点対象になります。直近又は申請後に滞納額を全額支払い済みの場合は必ず申請書と合わせて領収書の写しをご提出ください。全額支払い済みの届がない限り、減算は外れませんのでご注意ください。

◆保育料は、公立/私立、保育園/認定こども園（保育認定）/地域型保育事業で差はありません。

◆月の途中で退園する場合には、保育料の月額を日割り計算します。

◆里親等の世帯については、保育料の階層が変わりますので、児童委託証明書その他の養育関係にあることを証する書類を、保育幼稚園課までご提出ください。

◆保育料以外の諸経費（入園料、おむつ代、通園送迎費用等）は別途かかることがありますので、詳しくは各施設・事業者にお問い合わせください。

◆結婚や離婚、祖父母等との同居や別居により世帯員の増減があった場合、保護者の変更があった場合、市民税所得割額が更正された場合等は、保育幼稚園課にお申し出ください。なお、これらの理由で保育料に変更が生じる場合、異動日が属する年度以降に限り保育料決定を変更します。

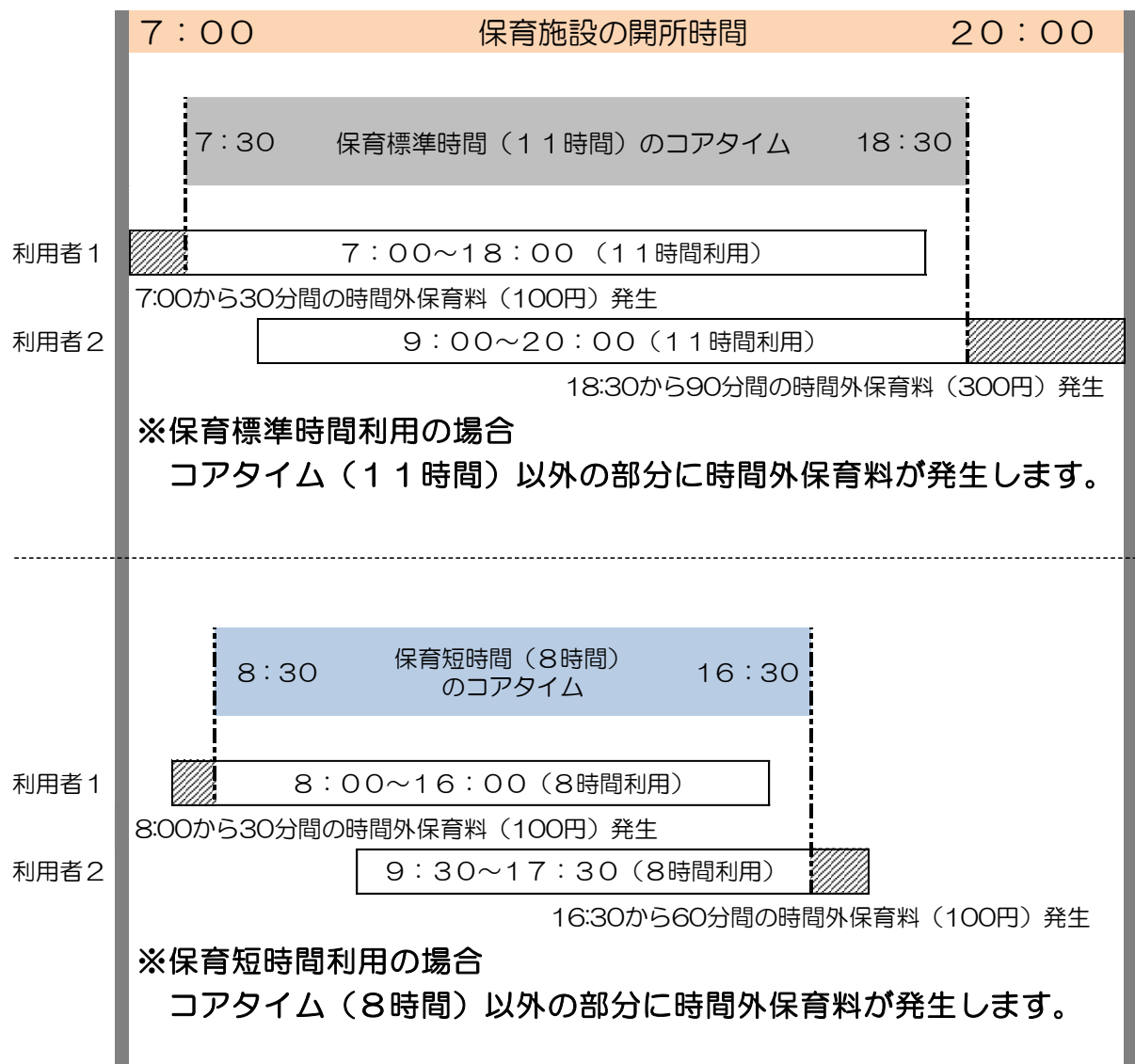
※税の更正等に関しては申告日が異動日となります。ただし、所沢市で課税されていない場合は、更正等が反映された所得課税（非課税）証明書を所沢市保育幼稚園課へ提出した日を異動日とみなします。

② 保育時間

保育園、認定こども園、地域型保育事業の開所時間は施設により異なります。保育標準時間（最長11時間）、保育短時間（最長8時間）のコアタイム（時間外保育料のかからない時間帯）も施設により異なります。

実際に保育できる時間については、原則として認定事由に基づく理由のある時間となります。具体的な時間や取扱いについては、預ける保育施設が決定します。

【図1】公立保育園の保育時間例



◆公立保育園のコアタイムは、次のとおりです。

- ・保育標準時間（最長11時間） 午前7時30分～午後6時30分
- ・保育短時間（最長8時間） 午前8時30分～午後4時30分

◆私立保育施設のコアタイムは、施設により異なります。詳しくは p38～40 をご覧ください。

◆日曜日、祝休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休園です。

◆土曜日の開所時間が平日の開所時間と異なる施設・事業があります（土曜閉所の場合もあります）。詳しくは p37～40 をご覧の上、必ず申請前に希望施設へ直接ご確認ください。

③ 時間外保育

各施設の保育標準時間（最長 11 時間）、保育短時間（最長 8 時間）のコアタイムを超えて保育を受けた場合は、時間外保育料が発生します。公立保育園の時間外保育料は、次のとおりです。

私立保育施設の時間外保育料は施設により異なりますので、各施設へお問い合わせください。

【図 2】 公立保育園の時間外保育料

【時間外保育料が発生する時間帯】

	7:00	7:30	8:30		16:30	17:30	18:30	19:00	19:30	20:00
短時間認定	A	B	短時間の時間帯			C		D		
						①	②	①	②	③
標準時間認定	A	標準時間の時間帯						D		
								①	②	③

上記区分		時間帯	時間外保育料
A		7時00分00秒 ～ 7時29分59秒	100円
B		7時30分00秒 ～ 8時29分59秒	100円
C	①	16時30分00秒 ～ 17時29分59秒	100円
	②	17時30分00秒 ～ 18時29分59秒	100円
D	①	18時30分00秒 ～ 18時59分59秒	100円
	②	19時00分00秒 ～ 19時29分59秒	100円
	③	19時30分00秒 ～ 20時00分00秒	100円

○ 標準時間認定の方

- ・区分 A・D の時間帯を利用した場合、区分 A・D の金額の合計が時間外保育料です。
- ・区分 A・D は、月極め（一律 4,500 円）が選択可能です（夕食代は含みません）。

○ 短時間認定の方

- ・区分 B・C の時間帯を利用した場合、区分 B・C の金額の合計が時間外保育料です。
- ・0～2 歳児クラスの短時間認定の方が【図 2】の区分 B・C を利用した場合、両区分の 1 か月当たりの時間外保育料の合計額の上限は、所沢市保育料徴収基準額表（p27 参照）において区分される階層区分の、保育標準時間と保育短時間の保育料の差額になります（差額は【図 3】のとおり）。
- ・短時間認定の方が区分 A・D の時間を利用する場合は区分 B・C の時間外保育料に加えて区分 A・D 分の料金が発生します。その場合区分 A・D 分において、月極め（一律 4,500 円）が選択可能です（夕食代は含みません）。

○ 無料になる方

- ・生活保護世帯、里親の世帯等又は市町村民税非課税世帯の方

○ 夕食代

- ・午後 7 時以降の利用については、時間外保育料とは別に夕食代 300 円／日がかかります。

【図3】区分B・Cの上限金額

	C1～C2	C3～C5	C6	C7	C8～C9	C10	C11～C12	C13～C14	C15～C18
0～2歳児 クラス	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000

※ 階層区分は p28 をご確認ください。

※ 3～5歳児クラスの方は、無償化に伴い保育料の差額がなくなるため、上限額は階層によらず一律600円となります。

④ 休日保育

休日に保護者の就労等で家庭での保育が困難な子どもを施設でお預かりします。予め事前登録が必要となりますので、お手続きは直接保育施設にお問い合わせください。

※ 下記の実施園一覧に記載している施設のみ実施しています。

＜ 内容 ＞

利 用 年 齢	0歳～就学前まで
利 用 で き る 児 童	(1) 利用日時時点で市内の保育園、認定こども園（保育所部分）又は地域型保育事業（以下「保育園等」といいます）に在園しており、支給認定を受けている事由と同じ事由で休日に保育を必要とする児童 (2) 上記に該当しない児童
利 用 料 金	上記(1)に該当する児童は無料（別途、3～5歳児クラスの給食費や、おむつ代等を実費徴収することがあります）。 上記(2)に該当する児童は、各園にお問い合わせください。
利 用 時 間	上記(1)に該当する児童で、保育短時間認定の方は施設が定める保育短時間の時間帯、保育標準時間認定の方は施設が定める保育標準時間の時間帯のうち、保育を必要とする時間。 ただし、休日保育を利用する場合は、通常通園している保育所等において1週間に1日は、保護者が児童を養育してください。 上記(2)に該当する児童は、各園にお問い合わせください。

＜ 実施園一覧 ＞

	あきつやまゆり保育園	北秋津355-12	2927-8800
	くれよん保育園 所沢防衛医大	並木3-2	2941-2725
現在休止中	れんげこども園	牛沼658-1	2944-0138
	所沢元気保育園	北岩岡213	2943-7700

※ 受入クラス年齢は各施設にお問い合わせください。

※ 「くれよん保育園 所沢防衛医大」は2歳児までの園です。

⑤ 土曜日共同保育

所沢市では、土曜日の保育について、保育士等の職員の勤務環境の改善を図ることなどを目的として、下記の保育所等において、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う「土曜日共同保育」を実施しています。詳細は直接下記保育所等へお問い合わせください。

○ 土曜日に共同保育を実施する保育所等

対象の保育所等	土曜日共同保育の実施場所
なかよしこども園 第二なかよしこども園	なかよしこども園
向陽保育園 小手指向陽保育園	向陽保育園
北野保育園 きたの第2保育園 きたの保育室西所沢	北野保育園
わかたけ保育園 わかたけ元町保育園 わかたけ鳩峯保育園	わかたけ保育園
よつば陽明保育園 あおぞら陽明保育園 なごみ陽明保育園（R9年4月から実施）	あおぞら陽明保育園 又は よつば陽明保育園
ベビーランド保育園 ベビーランド遊育保育園	ベビーランド保育園
東所沢たんぽぽこども園 東所沢たんぽぽ駅前保育園	東所沢たんぽぽこども園
所沢そらいろ保育園 所沢第二そらいろ保育園	所沢そらいろ保育園

※連絡先はp38～40をご参照ください。

※令和8年10月現在の状況です。

最新の情報は市ホームページでご確認ください。▶



6 各施設・事業のご案内

① 私立幼稚園

(地区順)						令和9年4月1日現在		
地区	新制度移行	施設名 / 幼稚園	所在地	電話番号	開所時間 (預かり保育時間を含む)	預かり保育実施状況【参考】		
						長期休業日保育実施日数 R7年度実績		
						春季・ 学年末	夏季	冬季
並木	◎	すずらん幼稚園	北原町966-2	2992-9090	7:30～18:30	14日	22日	7日
	◎	マルハ幼稚園	中新井4-15-7	2942-5131	8:00～17:30	6日	17日	4日
所沢	◎	所沢富士幼稚園	元町10-16	2922-2888	7:30～18:00	9日	21日	8日
新所沢		新所沢こひつじ幼稚園	緑町2-19-4	2922-4015	7:00～18:00	12日	24日	6日
		所沢若草幼稚園	緑町3-22-15	2922-5751	7:30～18:00	7日	20日	4日
	◎	新所沢富士幼稚園	緑町4-15-32	2922-3856	8:00～17:30	15日	19日	8日
新所沢東		新所沢幼稚園	美原町2-2929	2942-6038	8:00～17:00	0日	0日	0日
	◎	美原幼稚園	美原町3-2958-3	2942-3343	7:30～18:30	15日	24日	7日
松井		けやき幼稚園	牛沼324-1	2994-9088	8:10～18:00	2日	17日	8日
		慈光幼稚園	下安松487	2937-3603	7:30～18:30	10日	18日	5日
	◎	所沢第二文化幼稚園	上安松1255-5	2992-6950	7:30～18:30	11日	20日	7日
吾妻	◎	所沢第五文化幼稚園	荒幡442-1	2924-7657	7:30～18:30	11日	20日	7日
山口	◎	所沢第三文化幼稚園	山口5350	2924-9943	7:30～18:30	11日	21日	7日
小手指		小手指幼稚園	小手指町2-12-1	2924-9797	8:30～18:00	12日	25日	10日
富岡		ミチル幼稚園	下富1100-2	2942-8445	7:30～18:30	13日	27日	7日
三ヶ島	◎	こでまり幼稚園	狭山ヶ丘1-3015	2948-3125	8:30～18:00	3日	18日	6日
		三ヶ島幼稚園	三ヶ島3-1410	2949-1611	8:00～18:00	7日	17日	8日
		所沢ひまわり幼稚園	三ヶ島4-2282	2949-0426	8:00～18:00	10日	21日	5日

◎…新制度に移行済みの幼稚園です。入園申込みは、直接施設で行います。入園後は、施設を通して支給認定の申請手続きを行ってください。

★…マルハ幼稚園については、令和10年度3月末をもって閉園する予定です。

※ 長期休業日の期間は各園により異なります。目安は次のとおりです。

○春季・学年末…3月下旬～4月上旬 ○夏季…7月下旬～8月下旬

○冬季…12月下旬～1月上旬

※ 認定こども園（幼稚園部分）についてはp39をご確認ください。

0・1・2ちびっこようちえん（幼稚園型一時預かり事業Ⅱ型）

0歳クラスから2歳クラスを対象とした、幼稚園での預かり保育事業を、令和7年4月から実施しています。以下の施設にて、預かり保育を実施しています。

・具体的な開所時間（原則8時間）、定員数、申し込み方法、料金などは施設に直接お問い合わせください。

地区	施設名 / 幼稚園	保育実施年齢※	所在地	電話番号	開所時間
吾妻	所沢第五文化幼稚園	1～2	荒幡442-1	2924-7657	7:30～17:30

※ 令和9年4月1日時点の満年齢を指します。年齢のほか離乳食が完了していることが必要となります。

② 公立保育園

(地区順)

令和9年4月1日現在

地区	施設名	定員	保育実施 年齢(歳)	所在地	電話番号	開所時間 (月～土)
並木	中新井保育園	90	1～5	中新井3-18-8	2942-8702	7:00～20:00
	並木保育園	150	8週～5	並木6-1-2	2998-1933	7:00～20:00
	松井保育園	90	8週～5	下新井1247-2	2992-9022	7:00～20:00
所沢	所沢保育園	160	1～5	元町7-32	2923-6927	7:00～20:00
新所沢	新所沢保育園	180	8週～5	緑町3-4-6	2922-4595	7:00～20:00
新所沢東	北所沢保育園	110	1～5	美原町2-2938-3	2942-2828	7:00～20:00
松井	西新井保育園	120	8週～5	西新井町6-9	2992-3592	7:00～20:00
	松郷保育園	120	8週～5	松郷92-1	2944-2100	7:00～20:00
	安松保育園	100	1～5	上安松582	2995-0316	7:00～20:00
吾妻	吾妻保育園	120	8週～5	久米2217	2923-0798	7:00～20:00
	北秋津保育園	120	1～5	北秋津733-10	2993-8694	7:00～20:00
山口	山口西保育園	120	1～5	上山口115	2924-1497	7:00～20:00
	山口保育園	120	8週～5	山口710	2922-8606	7:00～20:00
小手指	小手指保育園	120	8週～5	小手指南4-15-1	2948-1488	7:00～20:00
	西所沢保育園	110	8週～5	上新井5-5-3	2922-2964	7:00～20:00
富岡	富岡保育園	80	1～5	下富654-2	2942-0058	7:00～20:00
柳瀬	柳瀬保育園	120	8週～5	本郷297-1	2944-2392	7:00～20:00
三ヶ島	さやまが丘保育園	120	1～5	若狭1-2959-6	2948-5200	7:00～20:00
	三ヶ島保育園	90	1～5	三ヶ島5-1974-4	2948-3489	7:00～20:00

☆公立・私立保育施設共通の注意事項

☆ 1歳～5歳については、令和9年4月1日時点の満年齢でクラスが決まります。したがって、年度の途中で1歳のお誕生日を迎えても、保育実施年齢が1歳からの園は希望出来ません。また、募集対象等を確認する際も、クラス年齢を間違えないようご注意ください（p9の「令和9年度クラス年齢早見表」でご確認ください）。

☆ 入園のための年齢条件

- ① 0歳児の保育実施年齢のうち「〇週」については入園月の初日時点で生後満〇週を過ぎていること
- ② 「〇か月」については入園月の初日時点でその月齢に達していること
- ③ ただし、p38記載の★泉町保育園、★北野保育園、★きたの第2保育園及び、p40記載の★きたの保育室西所沢については、入園月の初日ではなく、当該年度4月1日時点でその月齢に達していること

☆ お車でのご送迎をご希望の方は、駐車場の台数が少ない園もありますので、必ず各園にご確認ください。

☆ 年度途中に変更が生じることもありますので、必ず事前に各園にご確認ください。

③ 私立保育園

(地区順)						令和9年4月1日現在		
地区	施設名	定員	保育実施 年齢(歳)	所在地	電話番号	開所時間		標準時間の コアタイム
						月～金	土	
並木	ひまわり保育園	90	8週～5	中新井435	2942-8774	7:00～19:30	7:00～18:00	7:30～18:30 ☆
所沢	くすのき台保育園	60	6か月～5	くすのき台1-9-3	2998-3838	7:00～19:30	7:00～18:00	7:30～18:30 ☆
	所沢そらいろ保育園	100	6か月～5	くすのき台2-2-6	2936-7648	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	所沢第二そらいろ保育園	60	6か月～5	くすのき台2-1-3	2941-6160	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	所沢すこやか保育園	60	8週～5	宮本町1-1-10	2941-6130	7:00～20:00	7:00～18:30	7:30～18:30 ◆
	所沢文化保育園	45	6か月～2	元町4-3	2926-9797	7:00～19:30	7:00～18:00	7:30～18:30 ☆
	ところっこ保育園	60	6か月～5	くすのき台3-5-5	2998-2760	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～18:00 ◆
	Nicot所沢	60	8週～5	くすのき台1-14-5 グランエミオ所沢 2F	2968-4002	7:00～20:00	7:00～20:00	7:30～18:30 ◆
	わかたけ保育園	80	8週～5	元町8-24	2903-4088	7:00～19:00	7:30～18:30	7:00～18:00 ◇
	わかたけ元町保育園	90	8週～5	元町6-13	2940-8135	7:00～19:00	7:30～18:30	7:00～18:00 ◇
新所沢	泉町保育園	90	★4/1現在 満6か月～5	泉町1830	2924-9221	7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～18:30
	向陽保育園	120	8週～5	向陽町2119-1	2924-0994	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	Nicot新所沢	60	8週～5	緑町1-21-10	2925-5553	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～18:00 ◆
新所沢東	アンドレア保育園	70	8週～5	北所沢町 2066-7	2943-1641	7:00～19:00	7:00～18:00	7:30～18:30 ☆
松井	太陽園	60	8週～5	下安松206-16	2944-1841	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00 ♣
	東所沢たんぽぽ駅前保育園	30	8週～2	東所沢和田2-6-2	2951-0880	7:00～19:00	7:00～18:00	7:30～18:30 ☆
	東所沢保育園	90	8週～5	東所沢和田3-19-2	2946-3310	7:00～19:30	7:00～18:30	7:30～18:30 ◆
吾妻	あきつやまゆり保育園	100	8週～5	北秋津355-12	2927-8800	7:00～20:00	7:00～20:00	7:30～18:30 ◆
	わかたけ鳩峯保育園	70	8週～5	久米2280	2936-8045	7:00～19:00	7:30～18:30	7:00～18:00 ◇
山口	桑の実西所沢保育園	90	8週～5	山口289-1	2935-3181	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	第二所沢元氣保育園	60	8週～5	山口1447-5	2925-8110	7:00～20:00	7:00～18:30	7:00～18:00 ◆
小手指	あかねの風保育園	60	8週～5	北野2-7-1	2938-6600	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	あかねの虹保育園	60	8週～5	北野3-24-35	2947-9800	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	きたの第2保育園	60	★4/1現在 12週～5	上新井2-66-11	2008-2001	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	北野保育園	130	★4/1現在 満5か月～5	小手指町5-16-5	2949-3001	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	小手指向陽保育園	30	8週～2	小手指町1-38-10	2940-8711	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	Nicot小手指	60	8週～5	小手指町1-16-23	2925-3663	7:00～20:00	7:00～20:00	7:00～18:00 ◆
	やまゆり保育園	60	8週～5	北野1-2-69	2947-4300	7:00～20:00	7:00～20:00	7:30～18:30 ◆
	わかば保育園	70	5か月～5	小手指町2-12-10	2924-2298	7:00～20:00	7:00～18:00	7:00～18:00
富岡	所沢元氣保育園	60	8週～5	北岩岡213	2943-7700	7:00～20:00	7:00～18:30	7:00～18:00 ◆
	陽明保育園(※バス)	130	4か月～5	中富1652-1	2943-0077	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00 ♣
柳瀬	桑の実本郷保育園	60	8週～5	本郷269-1	2946-8717	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
三ヶ島	あかね保育園	80	8週～5	三ヶ島5-2037	2949-3000	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	みどり保育園	90	6か月～5	狭山ヶ丘1-3003-52	2948-2613	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～18:00 ◆
	優々の森保育園	90	8週～5	東狭山ヶ丘4-2659-3	2926-8600	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00
	優々保育園	30	8週～2	東狭山ヶ丘4-2686-4	2923-8311	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00

※バス…バスでの送迎があります(詳しくは施設にお問い合わせください)。

◆印は、標準時間のコアタイムが土曜日の開所時間と異なる施設です。
◇印は、土曜日の標準時間のコアタイムが平日と異なる施設で、7:30～18:30です。
☆印は、土曜日の標準時間のコアタイムが平日と異なる施設で、7:00～18:00です。
短時間のコアタイムは、全施設8:30～16:30です。

♣ 陽明保育園の預かり時間はクラス年齢によって異なります。申請前に必ず施設にご確認ください。

♣ 太陽園の土曜日開所時間については、申請前に必ず施設にご確認ください。

※ 預かり時間はクラス年齢によって異なる場合があります。申請前に必ず施設にご確認ください。

④ 認定こども園

認定こども園は、幼稚園部分（１号認定）と保育園部分（２・３号認定）を併せ持った施設です。

下記表の区分欄「保」は保育園部分を、「幼」は幼稚園部分を表しています。

（地区順）

令和９年４月１日現在

地区	施設名	区分	定員	保育実施 年齢（歳）	所在地	電話番号	開所時間		標準時間の コアタイム	
							月～金	土		
所沢	□ 幼保連携型 認定こども園 所沢中央文化幼稚園	保	85	6か月～5	宮本町 2-22-15	2922-7343	7:00～19:30	7:00～18:00	7:30～18:30	☆
		幼	295	満3～5			9:00～14:00			
	□ 幼稚園型 認定こども園 所沢文化幼稚園	保	72	3～5	星の宮 1-2-25	2922-2739	7:00～19:30	7:00～18:00	7:30～18:30	☆
		幼	198	満3～5			9:00～14:00			
松井	□ れんげこども園	保	139	8週～5	牛沼 658-1	2994-0138	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00	♣
		幼	15	3～5			（注）			
小手指	□ 幼保連携型 認定こども園 所沢第六文化幼稚園	保	75	6か月～5	北野 1-1-22	2948-1311	7:00～19:30	7:00～18:00	7:00～18:00	
		幼	205	3～5			9:00～14:00			
富岡	□ 双実こども園	保	120	6か月～5	北岩岡 480-3	2942-7047	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00	
		幼	11	3～5			8:30～14:30			
柳瀬	東所沢たんぽぽ こども園	保	80	8週～5	亀ヶ谷 172-1	2946-5200	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00	
		幼	15	3～5			8:30～14:30			
三ヶ島	桑の実こども園	保	60	8週～5	東狭山ヶ丘 6-2823-12	2922-0033	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00	
		幼	3	3～5			9:30～14:30			
	なかよしこども園	保	110	8週～5	三ヶ島 3-1476-1	2968-5851	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00	
		幼	15	3～5			8:30～14:30			
	第二なかよし こども園	保	70	8週～5	若狭 4-2479-21	2938-5166	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00	
		幼	12	3～5			8:30～14:30			

□…バスでの送迎があります（詳しくは施設にお問い合わせください）。

☆印の施設は、土曜日の標準時間のコアタイムが平日と異なり、7:00～18:00です。

短時間のコアタイムは、全施設8:30～16:30です。

♣ れんげこども園は、保育園部分の土曜日の開所時間が、毎週開所でない場合や上記の開所時間でない場合があります。申請前に必ず施設にご確認ください。

（注）れんげこども園の幼稚園部分の開所時間については、直接施設にご確認ください。

※ 預かり時間はクラス年齢によって異なる場合があります。申請前に必ず施設にご確認ください。

※ 施設により、幼稚園部分の利用者に、預かり（延長）保育を実施している場合があります。

その場合、教育時間の前後や、長期休業日等（夏休み等）に預けることができます。

預かり時間や、長期休業日の開所日数等は、施設に直接お問い合わせください。

⑤ 地域型保育事業

(地区順)

令和9年4月1日現在

地区	事業 類型	施設名	定員	保育実施 年齢(歳)	所在地	電話番号	開所時間		標準時間の コアタイム	
							月～金	土		
並 木	保	くれよん保育園 所沢防衛医大	15	1～2	並木3-2	2941-2725	7:30～20:00	7:30～20:00	7:30～18:30	◆♡
	A	なごみ陽明保育園	12	6か月～2	若松町1092-15	2946-7049	7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00	
所 沢	A	保育室 イッヰルキッヰ	15	2か月～2	北有楽町22-13 航空公園アートビル1F	2926-8053	8:00～19:00	休み	8:00～19:00	
	A	所沢ひまわりルーム	19	8週～2	寿町11-11 メジトモ1F	2936-7657	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～18:30	◆
	A	LONLON保育園	19	6か月～2	寿町27-7 コンセールタワー所沢1F	2936-8215	7:00～19:00	7:30～18:30	7:30～18:30	
	A	かめさん保育園	16	6か月～2	星の宮1-2-8 ビューラ21富士ビル2F	2928-8697	7:00～18:00	7:00～18:00	7:00～18:00	
	A	よつば陽明保育園	19	4か月～2	御幸町13-4 シンセカンドビル102	2937-5241	7:00～18:30	7:00～18:00	7:00～18:00	
	A	きたの保育室西所沢	16	★4/1現在 満5か月～2	西所沢1-15-3 N-stage西所沢	2008-2396	7:30～18:30	7:00～18:00	7:30～18:30	★
	A	第二にじのいろ保育園	19	5か月～2	北有楽町7-6 ツインビレッジ1F	2935-3320	7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～18:30	
新所沢	A	にじのいろ保育園	19	5か月～2	緑町2-3-11 ハイ・クリネ103	2939-7229	7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～18:30	
	A	保育ルーム・ヒューマン・カフー	18	6か月～2	緑町4-3-15 レジエ1F	2926-8258	7:30～18:30	休み	7:30～18:30	
新所沢東	A	じょんのび保育園	12	4か月～2	北所沢町2245-21	2936-6036	7:30～18:30	休み	7:30～18:30	
	A	るりあん保育園	19	8か月～2	美原町1-2923-2 パークサイドハイム1F	2968-8608	7:30～18:30	休み	7:30～18:30	
松 井	B	保育ルームスマイルキッズ	12	6か月～2	上安松1262-1	2907-3435	7:30～18:30	休み	7:30～18:30	
	A	れんげほしのご保育室	19	6か月～2	東所沢和田1-3-5 ホウエイパレス1F	2946-5461	7:30～19:00	休み	7:30～18:30	
	A	クルールほいくえん	19	8か月～2	東所沢和田1-24-3	2969-0331	7:30～18:30	休み	7:30～18:30	
	A	あおぞら陽明保育園	11	4か月～2	東所沢和田2-18-12 関根ハイム1F	2946-3853	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00	
	A	みつばち保育園	12	8週～2	上安松281-1	2968-5255	7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～18:30	
吾 妻	A	さくらんぼ保育室	15	8週～2	南住吉1-14 アムハード所沢1F	2928-4778	7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～18:30	
山 口	A	どんぐりほいくしつ	9	8か月～2	山口2808-16	2924-0786	7:30～18:30	休み	7:30～18:30	
小手指	A	なでしこ保育室	8	8か月～2	上新井3-28-9	2921-7811	7:30～19:00	休み	7:30～18:30	
	B	ぶんぶん保育室	18	6か月～2	上新井3-64-9	2946-7568	7:30～19:00	休み	8:00～19:00	
	B	ちびっ子の森保育園	19	6か月～2	小手指町1-18-4 パークサイド小手指B館202	2937-5125	7:30～19:00	休み	7:30～18:30	
	B	チャイルドケア センター こぐま	15	3か月～2	小手指町1-39-2	2939-5051	7:30～19:00	休み	7:30～18:30	
	A	れおん保育室	19	6か月～2	小手指町4-19-8 キングスヴィレッジ107	2948-8779	7:30～19:00	休み	8:00～19:00	
	A	ハビ・ランド 保育園	19	2か月～2	小手指南3-37-4	080-4150-0194	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30	
	A	ハビ・ランド 遊育保育園	12	2か月～2	小手指町1-11-10	080-7156-5075	7:30～18:30	7:30～18:30	7:30～18:30	
	A	きたの保育室小手指	12	10か月～2	小手指町5-13-35	04-2494-3001	7:00～19:00	7:00～18:00	7:00～18:00	
柳 瀬	A	ハルソーラーズ 保育室	12	6か月～2	東所沢1-13-13 メゾーネアスカ101号室	2936-9950	7:30～18:30	休み	7:30～18:30	

【事業類型】

A…小規模保育事業A型：全員が保育士

B…小規模保育事業B型：1/2以上が保育士（保育士以外は必要な研修を実施）

保…保育所型事業所内保育事業：職員配置や面積等の基準は、認可保育所と同様

◆印の施設は、標準時間のコアタイムが土曜日の開所時間と異なります。

短時間のコアタイムは、全施設8:30～16:30です。

♡ くれよん保育園の定員は、防衛医科大学校により、15名のほかに同校の従業員用の32名が設定されています。

★ きたの保育室西所沢は、土曜日の標準時間のコアタイムが平日と異なります。

※ 預かり時間はクラス年齢によって異なる場合があります。申請前に必ず施設にご確認ください。

⑥ 認可外保育施設

認可外保育施設は、「認可保育所」以外のこどもを預かる施設の総称です。

●認可外保育施設指導監督基準

- ・認可外保育園は、全ての施設が所沢市による指導監督の対象となります。
- ・所沢市では、『認可外保育施設指導監督基準』に基づく立入検査を定期的に行っています。
- ◎ 指導監督基準を満たす証明書の交付を受けている施設は、一覧表に○印がされています。

●料金等について

- ・料金は施設によって異なります。
- ・夜間の保育が可能な施設は、一覧に○印がされています。
- ・施設によって、様々な目的や特徴により保育を行っていますので、ご利用にあたっては、保護者自身の目で直接確認し、十分な説明を受け、納得した上で選ぶことが大切です。
- ・認可外保育施設の無償化については、所沢市のホームページをご確認ください。

<認可外保育施設一覧>

令和9年4月1日現在

地区	名称	所在地	電話番号	設置者	証明	夜間保育
所沢	ママズスマイル所沢店	くすのき台3-15-3-101	2998-6766	齊藤 久美子	○	-
新所沢	スターチャイルドガーデン	緑町4-38-2 イーリス緑町1F	2907-0623	(合同会社) ハピネス	○	○
	MIRAI English Garden	向陽町2130-82	03-6824-0149	(株)MIRAI	○	-
松井	コロンビア インターナショナルスクール	松郷153	2946-1911	(株)ユーエス カナダ学園	○	-
	合同会社すかいびーんず	上安松521-12	090-3134-0515	白崎 綾	○	○
山口	ヤクルトキッズランド 所沢西	山口511-1 ラウレア1F	2928-4971	埼玉西ヤクルト 販売(株)	○	-
富岡	ヤクルトキッズランド 中富	中富1142-1	2942-8963	埼玉西ヤクルト 販売(株)	○	-
	所沢ことり保育園	下富1157-18	2942-3441	寺本 千重	○	-

<企業主導型保育事業一覧>

令和9年4月1日現在

地区	名称	所在地	電話番号	設置者
所沢	ニチイキッズ ところざわ保育園	寿町24-2	2903-2500	(株)ニチイ学館
松井	チャイルドパークみどり	松郷144-1	2941-5083	社会医療法人至仁会
小手指	たんぽぽらんど保育園	小手指南3-34-12	080-3084-0194	(株)ベビーランド
富岡	めいゆう保育所	下富1306-3	2937-4200	医療法人社団明雄会
三ヶ島	オレンジタウン保育園	西狭山ヶ丘一丁目2475番地1 中ビル102	2938-5330	(医)元気会 わかきクリニック
	なないろ保育園	狭山ヶ丘1-3003-138 1F	2006-7718	ウィンドオーディオ ジャパン(株)

※地域枠を設定している施設の一覧となります。

⑦ 保育関連事業

● 一般型一時預かり事業（保育園・地域型保育事業・認定こども園での一時預かり）

事業内容	保護者の就労や病気・出産・冠婚葬祭等の緊急時に、家庭での保育が一時的に困難な場合や、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために、保育園等で一時的に児童をお預かりする事業	
利用日数・期間	緊急時：最長１か月間 育児休業取得時：月４日以内	就労：週３日程度、６か月ごとに要更新 私的理由：月２日以内
利用できる児童	所沢市内に住所があり、保育園等に通っていない、又は在籍していない就学前児童	
利用年齢	各園にお問い合わせください	
利用時間	月～金曜日：８時３０分～１７時、土曜日：８時３０分～１２時３０分	
利用料金	（公立）月～金曜日：日額１，３００円、土曜日：日額７００円（別途、食事代３００円） （私立）各園にお問い合わせください ※生活保護・里親・市民税非課税世帯については利用料金の軽減措置があります。	
利用方法	各園に直接お申込みください。原則先着順ですので利用できない場合もあります。	
担当部署	所沢市こども未来部こども支援課 Tel：２９９８－９１２４	

＜実施園一覧＞

地 区	区 分	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
並 木	私 立	くれよん保育園 所沢防衛医大	並木3-2	2941-2725
	公 立	並木保育園	並木6-1-2	2998-1933
	私 立	ひまわり保育園	中新井435	2942-8774
	公 立	松井保育園	下新井1247-2	2992-9022
所 沢	私 立	所沢そらいろ保育園 （旧 第二所沢おひさま保育園）	くすのき台2-2-6	2936-7648
	私 立	所沢第二そらいろ保育園 （旧 所沢おひさま保育園）	くすのき台2-1-3	2941-6160
	私 立	所沢すこやか保育園	宮本町1-1-10	2941-6130
	私 立	Nicot所沢	くすのき台1-14-5 グランエミオ所沢 2F	2968-4002
新所沢	公 立	新所沢保育園	緑町3-4-6	2922-4595
松 井	公 立	西新井保育園	西新井町6-9	2992-3592
	私 立	東所沢保育園	東所沢和田3-19-2	2946-3310
吾 妻	私 立	あきつやまゆり保育園	北秋津355-12	2927-8800
山 口	私 立	桑の実西所沢保育園	山口289-1	2935-3181
	私 立	第二所沢元氣保育園	山口1447-5	2925-8110
	公 立	山口西保育園	上山口115	2924-1497
小手指	私 立	あかねの風保育園	北野2-7-1	2938-6600
	私 立	あかねの虹保育園	北野3-24-35	2947-9800
	私 立	北野保育園	小手指町5-16-5	2949-3001
	私 立	やまゆり保育園	北野1-2-69	2947-4300
	私 立	わかば保育園	小手指町2-12-10	2924-2298
富 岡	私 立	所沢元氣保育園	北岩岡213	2943-7700
	私 立	双実こども園	北岩岡480-3	2942-7047
	私 立	陽明保育園	中富1652-1	2943-0077
柳 瀬	私 立	桑の実本郷保育園	本郷269-1	2946-8717
	公 立	柳瀬保育園	本郷297-1	2944-2392
三ヶ島	私 立	あかね保育園	三ヶ島5-2037	2949-3000
	私 立	第二なかよしこども園	若狭4-2479-21	2938-5166
	私 立	なかよしこども園	三ヶ島3-1476-1	2968-5851
	私 立	優々の森保育園	東狭山ヶ丘4-2659-3	2926-8600
	私 立	優々保育園	東狭山ヶ丘4-2686-4	2923-8311

※実施園は変更になることもございます。詳しくは市ホームページをご確認ください。

● 病児・病後児保育事業

事業内容	児童が病気又は病気の回復期にあり集団保育が困難で、保護者が保育をできない場合に保育施設でお預かりする事業
利用できる児童	所沢市内に住所があり、保護者の勤務の都合、傷病、事故等のやむを得ない理由で家庭において保育が困難な、病気又は病気の回復期にある小学校3年生までの児童
利用年齢	0歳（6か月）～小学校3年生まで
病気の範囲	感染性疾患、外傷性疾患その他児童が日常罹患する疾患 ◎病児保育…急性期から対応できますが、流行性角結膜炎・水痘・麻疹・疥癬・新型コロナウイルス感染症は利用不可。 ◎病後児保育…急性期を過ぎた状態（回復期）で、且つ感染期を過ぎていること。
利用時間	月～金曜日：8時～18時、土曜日：8時～14時30分
利用料金	一人 日額2,000円 その他経費（食事・おやつ代）実費 ※生活保護・里親・市民税非課税世帯については利用料金の軽減措置があります。
利用方法	各施設に直接お申込みください。 1日4名の定員ですが、症状等により定員未満でも利用できない場合があります。 事前に主治医の承諾が必要となりますので、書類等については各施設に確認してください。
担当部署	所沢市こども未来部こども支援課 TEL：2998-9124

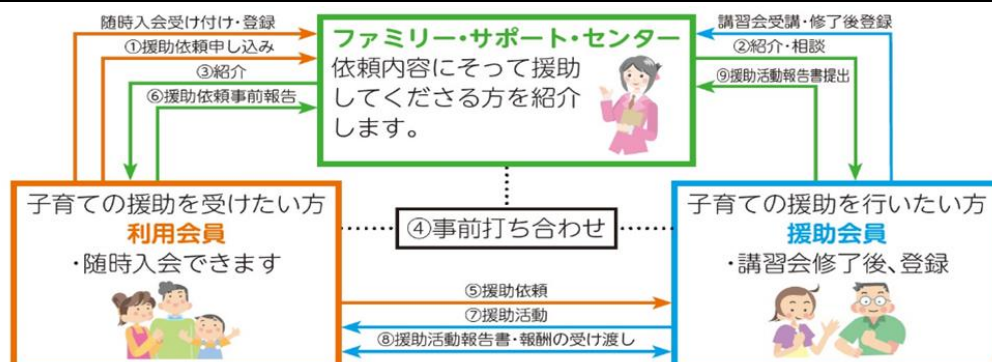
＜実施施設一覧＞

事業区分	施設名	所在地	電話番号
病児・病後児	くれよん保育園 所沢防衛医大「ぶどうぐみ」	並木3-2	2941-2725
	瀬戸病院 病児保育「もりもり保育室」	金山町8-6	2922-1200
	桑の実本郷保育園「ぞうぐみ」	本郷269-1	2946-8717
病 後 児	ケアステーション所沢 (桑の実こども園内「マミールーム」)	東狭山ヶ丘6-2823-12	080-4053-5662

● 所沢市ファミリー・サポート・センター

小学校卒業までのお子さんの子育ての援助を受けたい方（利用会員）に、子育ての援助を行いたい方（援助会員）を紹介しています。あらかじめ会員登録（無料）が必要です。

活動内容	親の就職活動や病院に行く間の一時預かり、沐浴の援助、乳幼児・学童の一時預かり、保育施設等への送迎、親がリフレッシュしたいときのこどもの預かり、など
利用できない活動内容	複数家庭の同時援助、自動車・自転車の利用が必要な援助、病気のお子さまの預かり等、学校・保育所等の施設内での介助等、炊事・洗濯・掃除・買物等の家事援助など
利用会員登録資格	所沢市に在住・在勤で0歳から小学6年生までのお子さんと同居し、養育している方
利用会員登録方法	本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）をお持ちのうえ、所沢市ファミリー・サポート・センターへ直接お越しください。 ※登録時に「制度の説明」を行い、利用の前に「援助内容の事前打合せ」を行います。
利用年齢	0歳から小学校6年生まで
利用料金	●平日：7時から19時 1時間700円 上記以外の時間帯 1時間800円 ●土日・祝休日・年末年始（12月29日から翌年1月3日） ：終日 1時間800円 ※利用者一人あたりの料金です。 ※活動内容の詳細はセンター、援助会員とご相談ください。 ※児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費受給者の方等には、助成制度があります。詳しくは、こども支援課にお問い合わせください。
キャンセル料	当日のキャンセルはキャンセル料がかかる場合があります。 前日までのキャンセルは無料、当日のキャンセルは利用予定時間の報酬の半額（上限3時間まで） ※ただし無断キャンセルは利用予定時間の報酬の全額をいただきます。
施設情報	所沢市ファミリー・サポート・センター（所沢市社会福祉協議会） 〒359-1111 所沢市緑町一丁目6番 ブラザシティ新所沢けやき通り18号棟101号室 電話：04-2921-0070 FAX：04-2921-0076 開所日：月曜日から金曜日（祝休日、年末年始を除く） 開所時間：8時30分から17時



● 緊急サポートセンター

前日、当日の急な依頼による預かりや送迎、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、緊急時の送迎等を行うサポート会員を紹介します。あらかじめ会員登録（無料）が必要です。

活動内容	お子さんが風邪や発熱の時の預かり、宿泊を伴う預かり、その他、急を要するお子さんの一時預かりなど
利用会員登録	所沢市に在住・在勤で0歳から小学6年生までのお子さんを養育している方 ※緊急サポートセンター埼玉のホームページから登録が可能です。
利用年齢	0歳から小学校6年生まで
利用料金	基本時間：8時から20時：1時間1,000円 基本時間外：上記以外の時間帯：1時間1,200円 宿泊：6時から翌朝9時：1泊10,000円 ※児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費受給者の方等には、助成制度があります。詳しくは、こども支援課にお問い合わせください。
キャンセル料	前日・当日のキャンセルはキャンセル料がかかります（1,000円）。 宿泊のキャンセルも同様です（3,000円）。 ※無断キャンセル：宿泊の場合（10,000円）、宿泊以外（予約時間分の料金）。
施設情報	緊急サポートセンター埼玉（運営主体：NPO法人 病児保育を作る会） 電話：048-297-2903 開所時間：7時から20時（土日、祝日可 ※年末年始12月29日～1月3日を除く）



緊急サポート
センター埼玉HP

● 地域子育て支援センター

児童館や市内の一部の保育園などで、主に0歳から就学前までのお子さんと保護者が集える場を提供しています。子育て情報の提供・子育て親子の交流・育児相談など、子育て家庭への支援を行っています。お気軽にご利用ください。ご利用についてのご不明点等は各施設に直接お問い合わせください。

地 区	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
並 木	ひまわり保育園子育て支援センター	中新井435	2942-8774
	さくら児童館子育て支援センター	並木8-3	2998-5912
所 沢	くすのき台保育園子育て支援センター	くすのき台1-9-3	2998-3838
	ひばり児童館子育て支援センター	北有楽町26-21	2926-8669
	ところっこ広場(ところっこ保育園内)	くすのき台3-5-5	2998-2760
新所沢	みどり児童館子育て支援センター	緑町1-8-3	2928-8414
	新所沢保育園子育て支援センター	緑町3-4-6	2922-4595
	所沢市こども支援センター（子育て支援エリア）	泉町1861-1こどもと福祉の未来館2階	2922-2117
松 井	まつば児童館子育て支援センター	上安松952-2	2995-0995
	太陽園子育て支援センター	下安松206-16	2944-1841
	れんげこども園子育て支援センター	牛沼658-1	2994-0138
吾 妻	つばめ児童館子育て支援センター	久米783-1	2922-0410
山 口	つばき児童館子育て支援センター	山口5057	2923-6155
小手指	あかねの風保育園子育て支援センター	北野2-7-1	2938-6600
	こばと児童館子育て支援センター	小手指町1-28-3	2924-3065
	どんぐり（北野保育園内）	小手指町5-16-5	2949-3001
富 岡	ひかり児童館子育て支援センター	中富南4-4-1	2996-3995
	陽明保育園子育て支援センター	中富1652-1	2943-0077
柳 瀬	やなぎ児童館子育て支援センター	東所沢4-16-4	2944-8819
	柳瀬保育園子育て支援センター	本郷297-1	2944-2392
三ヶ島	あかね保育園子育て支援センター	西狭山ケ丘2-2115-2	2949-3000
	優々保育園子育て支援センター	東狭山ケ丘4-2686-4	2923-8311
	桑の実ちびっこ広場（桑の実こども園内）	東狭山ケ丘6-2823-12	2922-0033
	なかよしこども園子育て支援センター	三ヶ島3-1476-1	2968-5851
	すみれ児童館子育て支援センター	若狭1-2966-5	2949-3826
	第二なかよしこども園子育て支援センター	若狭4-2479-21	2938-5166
	わかば児童館子育て支援センター	和ヶ原3-266-2	2948-3222

※ この他に、市内の公立保育園（p37）では地域の親子が参加できる「あそぼう会」なども実施しています。詳細は各園にお問い合わせください。

※ 対象施設は変更になることもございます。詳しくは市ホームページをご確認ください。



入園手続き等は各園にお問合せください

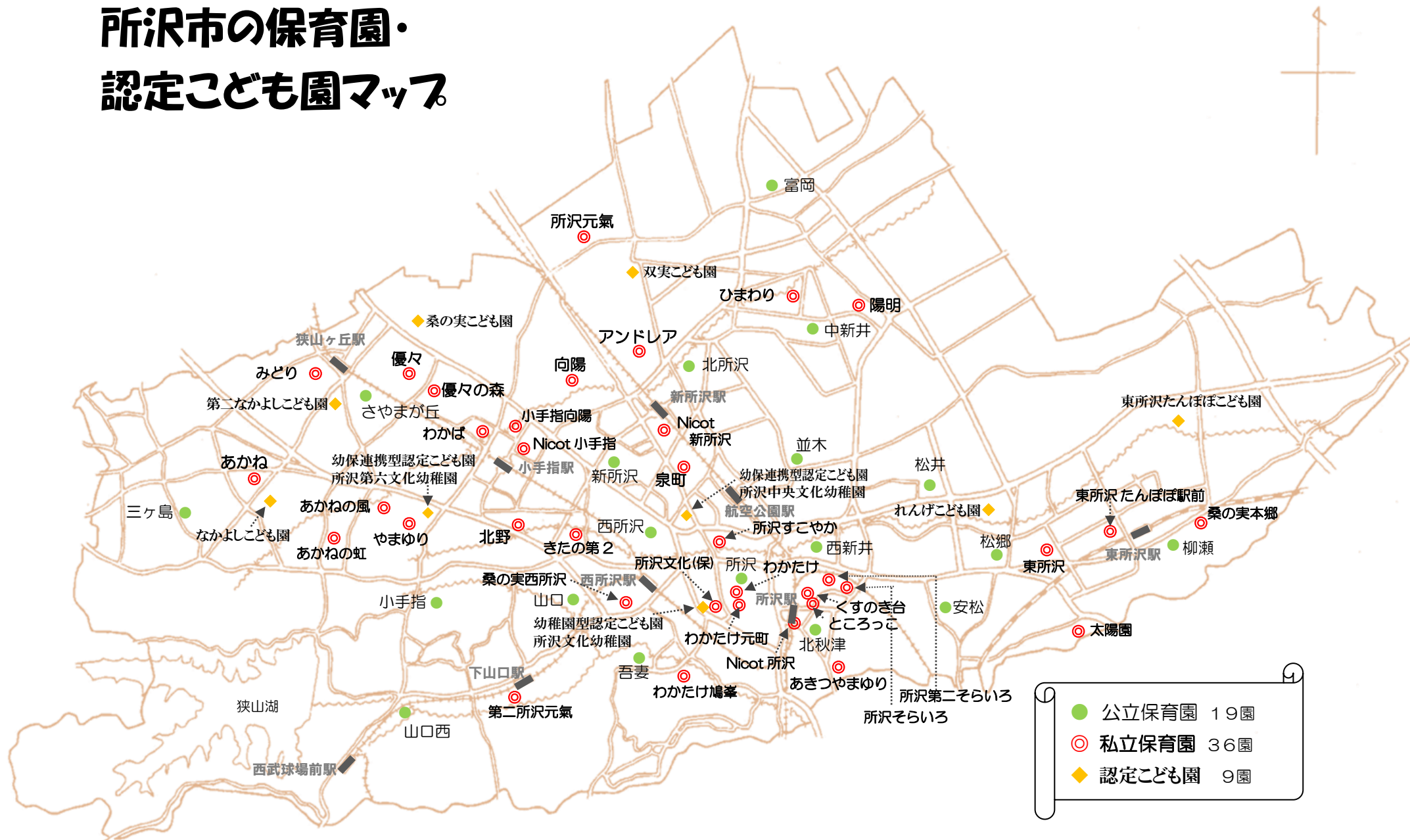
- 所沢第三文化 山口 5350 Tel.2924-9943
- 所沢第五文化 荒幡 442-1 Tel.2924-7657
- 三ヶ島 三ヶ島 3-1410 Tel.2949-1611
- 所沢ひまわり 三ヶ島 4-2282 Tel.2949-0426
- こでまり 狭山ヶ丘 1-3015 Tel.2948-3125
- 小手指 小手指町 2-12-1 Tel.2924-9797



- 所沢富士 元町 10-16 Tel.2922-2888
- 新所沢富士 緑町 4-15-32 Tel.2922-3856
- 新所沢こひつじ 緑町 2-19-4 Tel.2922-4015
- 新所沢 美原町 2-2929 Tel.2942-6038
- 所沢若草 緑町 3-22-15 Tel.2922-5751
- 美原 美原町 3-2958-3 Tel.2942-3343
- ミチル 下富 1100-2 Tel.2942-8445

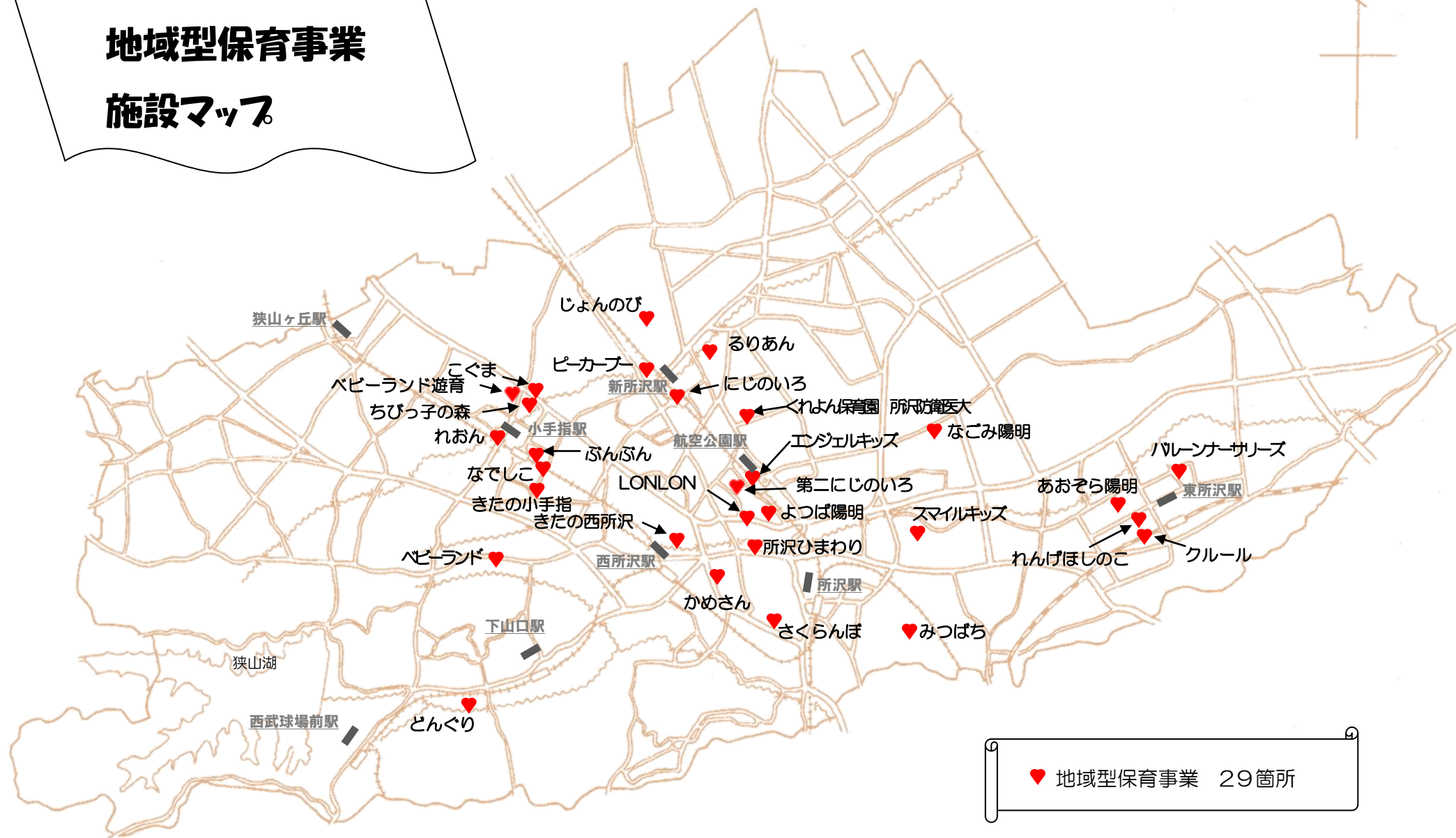
- マルハ 中新井 4-15-7 Tel.2942-5131
- すずらん 北原町 966-2 Tel.2992-9090
- けやき 牛沼 324-1 Tel.2994-9088
- 所沢第二文化 上安松 1255-5 Tel.2992-6950
- 慈光 下安松 487 Tel.2937-3603

所沢市の保育園・ 認定こども園マップ



- 公立保育園 19園
- 私立保育園 36園
- ◆ 認定こども園 9園

所沢市の 地域型保育事業 施設マップ



♥ 地域型保育事業 29箇所